

独立行政法人大学評価・学位授与機構の
平成26年度における業務の実績に関する評価

平成27年8月

文部科学大臣

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 26 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 26～30 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	高等教育企画課、森田正信
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、柳孝

3. 評価の実施に関する事項
平成 27 年 7 月 10 日 13 時から政策評価に関する有識者会議 大学評価・学位授与機構ワーキングチームを開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。ヒアリング結果を踏まえ、有識者から意見を聴取し評価を付した。

4. その他評価に関する重要事項
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日に独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合する。

5. 大学評価・学位授与機構ワーキングチーム 委員名簿
主査：山田 礼子 同志社大学社会学部 教授 杉谷 祐美子 青山学院大学教育人間科学部 教授 日吉 由美子 虎ノ門カレッジ法律事務所 弁護士 松本 香 公認会計士松本香事務所所長 公認会計士

1. 全体の評価				
評価 ^{※1} (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 ^{※2}		
		26年度	27年度	28年度
		B	—	—
評価に至った理由	項目別評価は全てBであり、また全体の評価を引き下げる事象もなかったため、文部科学省所管の独立行政法人に関する評価の基準に基づきBとした。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出しておらず、全体として順調に組織運営が行われた。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月の統合に向けて、独立行政法人国立大学財務・経営センターと連携し、統合後に現場レベルでの混乱がないよう、準備作業を加速させること。(P10 参照) 学位授与事業の広報については、配布件数やウェブサイトへの掲載などのインプットだけでなく、例えば、ウェブサイトのアクセス件数や機構への問い合わせ件数などのアウトカムにも着目した評価指標を検討することが望ましい。(P47 参照) 大学ポータルサイトについては、今後、ステークホルダーへの理解が深まるよう広報の充実を図るとともに、使い勝手が良くなるよう不断の見直しを検討することが望ましい。(P50 参照)
その他改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策については、十分なリソースを投入するなど、更なる対応が期待される。(P16 参照) 各大学が認証評価結果をどのように活用しているのか更なる検証を行うなど、認証評価結果の活用について、大学及び社会に対して幅広く情報提供するとともに、今後の認証評価の見直しに活用することを期待する。(P62 参照)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。
その他特記事項	特になし。

- ※1 S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。
- ※2 平成25年度評価までは、文部科学省独立行政法人評価委員会において総合評定を付しておらず、項目別評価の大項目について段階別評定を行っていたため、この評定を過年度の評定として参考に記載することとする。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
既存経費の見直し、業務の効率化	B	-	-	-	-	I-1	-
業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	B	-	-	-	-	I-2	-
独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合	B	-	-	-	-	I-3	-
契約の適正化の推進	B	-	-	-	-	I-4	-
情報システム環境の整備	B	-	-	-	-	I-5	-
内部統制の充実・強化	B	-	-	-	-	-	-
項目評価	B	-	-	-	-	-	-
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
総合的事項	-	-	-	-	-	-	-
大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営	B	-	-	-	-	II-1-(1)	-
自己点検・評価の実施	B	-	-	-	-	II-1-(2)	-
教育研究活動等の評価	-	-	-	-	-	-	-
大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	-	-	-	-	-	-	-
大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等	B	-	-	-	-	II-2-(1)-①	-
大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価	B	-	-	-	-	II-2-(1)-②	-
国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価	B	-	-	-	-	II-2-(2)	-

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
学位授与	-	-	-	-	-	-	-
単位積み上げ型による学士の学位授与	B	-	-	-	-	II-3-(1)	-
省庁大学校修了者に対する学位授与	B	-	-	-	-	II-3-(2)	-
学位授与事業についての広報	B	-	-	-	-	II-3-(3)	-
質保証連携	-	-	-	-	-	-	-
大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組	-	-	-	-	-	-	-
大学等に関する情報の収集、整理及び提供	B	-	-	-	-	II-4-(1)-①	-
質保証人材育成	B	-	-	-	-	II-4-(1)-②	-
国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組	B	-	-	-	-	II-4-(2)	-
調査研究	-	-	-	-	-	-	-
大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究	-	-	-	-	-	-	-
大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究	B	-	-	-	-	II-5-(1)-①	-
学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	B	-	-	-	-	II-5-(1)-②	-
高等教育の質保証の確立に資する調査研究	B	-	-	-	-	II-5-(1)-③	-
調査研究の成果の活用及び評価	B	-	-	-	-	II-5-(2)	-
項目評価	B	-	-	-	-	-	-

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
項目評定	B	—	—	—	—	Ⅲ	—
Ⅳ. 短期借入金の限度額							
項目評定	—	—	—	—	—	Ⅳ	—
Ⅴ. 重要な財産の処分等に関する計画							
項目評定	B	—	—	—	—	Ⅴ	—
Ⅵ. 剰余金の使途							
項目評定	B	—	—	—	—	Ⅵ	—
Ⅶ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
項目評定	B	—	—	—	—	Ⅶ	—

※平成25年度評価までの評定は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」(平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会)に基づく。

また、平成26年度以降の評定は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月文部科学大臣決定)に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評定	平成26年度評価以降の評定
<p>S: 特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</p> <p>A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)</p> <p>B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)</p> <p>C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)</p> <p>F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</p>	<p>S: 中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。</p> <p>A: 中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)</p> <p>B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。</p> <p>C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。</p> <p>D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	既存経費の見直し、業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間 最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)	
			一般管理費	事業費 ※自己収入分を除く					
物件費（千円）	—	103,892	86,076	—	—	—	—	—	—
人件費（管理系）（退職手当を除く）（千円）	—	218,716	224,783	—	—	—	—	—	—
合計（千円）	—	322,608	310,859	—	—	—	—	—	—
削減割合	—	—	△3.6%	—	—	—	—	—	—
物件費（千円）	—	297,360	297,954	—	—	—	—	—	—
人件費（事業系）（退職手当を除く）（千円）	—	582,618	585,538	—	—	—	—	—	—
合計（千円）	—	879,978	883,491	—	—	—	—	—	—
削減割合	—	—	0.4%	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化に関する事項 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成25年度予算と比較して3%以	<主な定量的指標> 一般管理費3%以上（退職手当を除く。）削減 その他事業費1%以上（退職手当を除く。）削減 <その他の指標> 業務の効率化の取組状況 <評価の視点> 特になし。	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P4~5 <主要な業務実績> コピー機リース料や基幹システム運用サポート業務等、業務の質の向上を図りつつ既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図った。 平成26年度実績（退職手当を除く）は、平成25年度実績と比較し、△8,236千円（△0.7%）の減となっている。経費別に見ると、一般管理費（退職手当を除く）については△11,749千円（△3.6%）の減、その他の事業費（退職手当を除く）については、3,513千円（0.4%）の増となっている。	<評価と根拠> 評価：B 業務の効率化を図り、平成26年度実績（退職手当を除く）は、平成25年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）については△11,749千円（△3.6%）の減、その他の事業費（退職手当を除く）については、3,513千円（0.4%）の増となっている。平成26年度は消費税率の改定（5%から8%）があったことなどにより、その他の事業費については1%以上削減を達成できなかったが、一般管理費については3%削減という目標以上の削減を達成したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。	評価 B <評価に至った理由> 業務の効率化を図り、平成26年度実績（退職手当を除く）は、平成25年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）については3.6%の減であり目標である3%削減を達成している。 その他の事業費（退職手当を除く）については、目標である1%以上の削減には至らなかったものの、消費税率の改定による影響も考慮し、年度計画における所期の目標を達成したと認められる。 以上を踏まえ、当該評価をBとする。 <今後の課題> 特になし。	

<p>他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成25年度予算と比較して、1%以上の業務の効率化を図る。</p>		<p>いる。</p> <p>予算及び実績の前年度との比較は「2. 主要な経年データ」のとおり。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p><その他事項></p> <p>消費税率がアップしたことを考慮すると、実質の削減率はもっと大きかったと言える。評価できる。</p> <p>フラットに削減を目指すのではなく、「選択と集中」を進め、思い切ってスリム化する分野と、時代の要請からむしろ予算をかけて取り組むべき分野（例えば情報セキュリティ分野）とを分けて取り組むことを期待する。</p>
---	---	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置		
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー 事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)	
常勤職員の増減状況	業務増に伴う人員増	—	—	2人	—	—	—	—	—	
	業務減に伴う人員減	—	—	△1人	—	—	—	—	—	
	人員数	—	131人	132人	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																									
				業務実績	自己評価	評価	B																								
II 業務運営の効率化に関する事項 2 事務・事業の見直しに対応した組織の見直しを図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。	<主な定量的指標> 常勤職員の増減状況 <その他の指標> 組織の見直し状況 人員の配置状況 <評価の視点> 特になし。	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P6 <主要な業務実績> 大学情報の収集・管理・公表・活用及び人材育成に関する業務を行うため、大学ポータルセンターを設置。研究開発部から大学ポータルセンター長及び教授1人を任命し、評価事業部から事務室長1人と事務員5人の計8人を兼務により配置した。（発令日平成26年7月1日付） また、平成26年度の業務量の増減等を踏まえて、以下の人事配置を行った。 ○部課別職員数（年度末時点）	<評価と根拠> 評価：B 組織の見直しと人員の適正配置を適切に実施したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 平成28年4月の独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合に向けて、管理業務の集約化等も含めた組織の見直しを行う必要がある。	評価	B																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査室</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>管理部</td> <td>52</td> <td>54</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>評価事業部</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>研究開発部</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>132</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			H25	H26	増△減	監査室	2	2	0	管理部	52	54	2	評価事業部	58	57	△1	研究開発部	19	19	0	合計	131	132	1	<評価に至った理由> 大学ポータルセンターの設置に伴い、研究開発部から大学ポータルセンター長及び教授1名を配置するとともに、評価事業部から事務室長1名、事務員5名を兼務させる等、業務量を踏まえた人員の適正配置を実施したことは評価できる。 以上を踏まえ、当該評価をBとする。 <今後の課題> 平成28年4月の独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合に向けて、管理業務の集約化等を含めた組織の見直しをはじめ、より具体的な統合プランを示すことを期待する。 <その他事項> 特になし。	
	H25	H26	増△減																												
監査室	2	2	0																												
管理部	52	54	2																												
評価事業部	58	57	△1																												
研究開発部	19	19	0																												
合計	131	132	1																												

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合		
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー 事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
法人統合協議会	—	—	4回	—	—	—	—	—
法人統合連絡会	—	—	3回	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化に関する事項 3 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。このため、必要な組織・体制を整備する。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合に向けた準備のため、必要な組織・体制を整備する。	<主な定量的指標> 法人統合協議会及び法人統合連絡会の開催回数 <その他の指標> 統合に向けた準備のための組織・体制の整備状況 <評価の視点> ※独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）の各法人等について講ずべき措置【大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター】 ・上記2法人を統合し、中期目標管理型	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P7 <主要な業務実績> 統合に向けて、独立行政法人国立大学財務・経営センターとの間で、役員による「法人統合協議会」を4回、同協議会の下に設置されている「法人統合連絡会」を3回開催し、統合に必要な経費、統合後の業務内容や組織編制等について検討するとともに、統合のシナジー効果についても議論を行うなど、統合に向けた準備を進めた。 なお、「法人統合連絡会」の下には、総務人事、会計、及び情報基盤の分野別ワーキンググループを置き、随時両法人間で連絡を取りながら、実務レベルの個別・具体的な検討を行った。	<評価と根拠> 評価：B 統合に向けた準備のための組織として法人統合協議会、法人統合連絡会、分野別ワーキンググループを設置し、統合に向けた検討を進めたことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 平成28年4月の統合に向けて、独立行政法人国立大学財務・経営センターと連携し、準備作業を加速する必要がある。	評価 B <評価に至った理由> 独立行政法人国立大学財務・経営センターとの間で役員による「法人統合協議会」を開催し、統合に必要な経費、組織体制等について検討を行うなど、統合に向けて準備を進めている。また、「法人統合連絡会」の下に分野別ワーキンググループを置き、実務レベルの具体的な検討をするなど、統合に向けた準備が着実に進んでいると認められる。 以上を踏まえ、当該評価をBとする。 <今後の課題> 平成28年4月の統合に向けて、統合後に現場レベルでの混乱がないよう、独立行政法人国立大学財務・経営センターと連携し準備作業を加速させること。 <その他事項> 統合に向けての検討・統合のための議論から浮かび上がってきた課題とそれを解決するため	

			<p>の法人とする。</p> <p>※各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターの 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。実施時期 平成 28 年 4 月 		<p>のプランを示すことが重要である。</p> <p>事業の性格の異なる法人同士の統合であることを考慮すると、統合のメリットとして事業費の削減は考えにくいいため、一般管理費の削減を期待したい。</p> <p>統合については、費用の「効率化」、アウトプットへの「シナジー効果」等、少なくとも平成 27 年、28 年の 2 年間は、具体的な計画目標を立てた上で、業務を行うことが望まれる。</p>
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー 事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標			達成目標	22年度策定 見直し計画	前中期目標期 間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
「随意契約見直し 計画」に基づく取組 の実施状況	競争性のある契約	件数	—	59	21	18	—	—	—	—	—
		計画との比較	—	—	△38	△41	—	—	—	—	—
		金額（千円）	—	367,773	290,101	256,178	—	—	—	—	—
		計画との比較	—	—	△77,672	△111,595	—	—	—	—	—
	競争入札	件数	—	55	21	17	—	—	—	—	—
		計画との比較	—	—	△34	△38	—	—	—	—	—
		金額（千円）	—	344,827	290,101	249,698	—	—	—	—	—
		計画との比較	—	—	△54,726	△95,129	—	—	—	—	—
	企画競争、公募等	件数	—	4	0	1	—	—	—	—	—
		計画との比較	—	—	△4	△3	—	—	—	—	—
		金額（千円）	—	22,946	0	6,480	—	—	—	—	—
		計画との比較	—	—	△22,946	△16,466	—	—	—	—	—
	競争性のない随意契約	件数	—	51	8	6	—	—	—	—	—
		計画との比較	—	—	△43	△45	—	—	—	—	—
		金額（千円）	—	46,123	31,128	23,845	—	—	—	—	—
		計画との比較	—	—	△14,995	△22,278	—	—	—	—	—
合計	件数	—	110	29	24	—	—	—	—	—	
	計画との比較	—	—	△81	△86	—	—	—	—	—	
	金額（千円）	—	413,896	321,229	280,023	—	—	—	—	—	
	計画との比較	—	—	△92,667	△133,873	—	—	—	—	—	
評価対象となる指標			達成目標	20年度実績	前中期目標期 間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
一者応札・応募の状 況	競争性のある契約	件数	—	43	21	18	—	—	—	—	—
		H20との比較	—	—	△22	△25	—	—	—	—	—
		金額（千円）	—	318,670	290,101	256,178	—	—	—	—	—
		H20との比較	—	—	△28,569	△62,492	—	—	—	—	—
	うち、一者応札・ 応募となった契約	件数	—	26	10	6	—	—	—	—	—
		H20との比較	—	—	△16	△20	—	—	—	—	—
金額（千円）		—	210,859	92,014	181,567	—	—	—	—	—	

		H20 との比較	—	—	△118,845	△29,292	—	—	—	—	—
一般競争契約	件数	—	24	21	17	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	△3	△7	—	—	—	—	—	—
	金額（千円）	—	199,071	290,101	249,698	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	91,030	50,627	—	—	—	—	—	—
指名競争入札	件数	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—
	金額（千円）	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—
企画競争	件数	—	1	0	1	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	△1	0	—	—	—	—	—	—
	金額（千円）	—	8,600	0	6,480	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	△8,600	△2,120	—	—	—	—	—	—
公募	件数	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—
	金額（千円）	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—
不落随意契約	件数	—	1	0	0	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	△1	△1	—	—	—	—	—	—
	金額（千円）	—	3,188	0	0	—	—	—	—	—	—
	H20 との比較	—	—	△3,188	△3,188	—	—	—	—	—	—
評価対象となる指標		達成目標	—	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
契約監視委員会における点検件数					6	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
II 業務運営の効率化に関する事項 4 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年1月17日閣議決定）に基づく着実な取組みを実施する	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 4 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年1月17日閣議決定）に基づく着実な取組みを実施するこ	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 4 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年1月17日閣議決定）に基づく着実な取組みを実施するこ	<主な定量的指標> 「随意契約見直し計画」に基づく取組の実施状況 一者応札・応募の状況 契約監視委員会における点検件数 <その他の指標> 取組の公表状況 企画競争・公募を行う場合の取組状況	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P8～9 <主要な業務実績> 1. 「随意契約見直し計画」に基づく取組の着実な実施 「随意契約見直し計画」に基づく取組の実施状況は「2. 主要な経年データ」とおり。 平成26年度の随意契約の件数は6件となっており、昨年と同様に真にやむを得ないもののみである。	<評価と根拠> 評価：B 随意契約の契約件数は6件となっており、平成25年度と同様に真にやむを得ないもののみである。 また、平成25年度まで1者応札であった「基幹システム運用保守サポート業務」について複数社の応札があり、改善することができた。 さらに、内部監査、監事監査、契約監視委員会において、契約状況等の適正性をチェックした。	評価	B <評価に至った理由> 「随意契約見直し計画」を着実に実施し、随意契約数は前年度の8件から6件に削減するなど、契約の適正化が推進されるとともに、平成25年度の取組状況についてフォローアップを行い、その結果をウェブサイトで公表するなど、契約の適正化に関する取組がなされていると認められる。 企画競争、公募を行う場合については、文部科学省作成の「公募・企画競争に係る手続等に

<p>ことにより、適正化を推進する。</p>	<p>とにより、適正化を推進する。</p> <p>① 随意契約による場合は、機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>③ 内部監査及び契約監視委員会等により、契約状況等に対する適正なチェックを行う。</p>	<p>とにより、適正化を推進する。</p> <p>① 随意契約による場合は、機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>③ 内部監査及び契約監視委員会等により、契約状況等に対する適正なチェックを行う。</p>	<p>内部監査及び契約監視委員会等による契約状況等のチェック状況</p> <p><評価の視点></p> <p>※「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)(抜粋)</p> <p>1. 点検・見直しを行うに当たっての主な観点</p> <p>独立行政法人の契約について厳格に見直しが行われるよう、過去独立行政法人及び各府省は、以下の観点等により点検し、見直しを行う。</p> <p>(1) 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。</p> <p>(2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。</p> <p>(3) 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか。</p>	<p>なお、「随意契約見直し計画」に基づく平成25年度の取組状況についてのフォローアップの結果及び平成26年度の契約状況はウェブサイトで公表している。</p> <p>2. 競争性・透明性の確保</p> <p>1者応札・応募の状況は「2. 主要な経年データ」のとおり。</p> <p>平成26年度は、これまで1者応札であった「基幹システム運用保守サポート業務」について、複数社(2社)の応札があり、改善することができた。</p> <p>また、平成22年度から行っている事業者に対するアンケート調査について、回答率を上げ、調査結果を踏まえた入札参加条件の緩和の検討を行うことができるよう、項目の簡素化を行った。</p> <p>3. 契約状況等に対する適正なチェック</p> <p>内部監査(1回、2日間)、監事監査(随時)、契約監視委員会(2回、計6件)により点検を行い、いずれも適正に処理されていることを確認した。</p>	<p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>関する標準マニュアル」に基づき、ウェブサイトへ掲載するなど、競争性・透明性が十分確保される方法により契約締結を実施したと認められる。</p> <p>内部監査、監事監査、契約監視委員会による点検において、契約状況等が適正に処理されていることを確認しており、契約状況等に対する適正なチェックが行われていると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>1者応札の件数が減少していることは評価できる。</p>
------------------------	--	--	---	--	---	---

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	情報システム環境の整備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間 最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
特になし	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
II 業務運営の効率化に関する事項 5 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 5 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 5 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。 ① 情報セキュリティポリシーの見直し等を図りつつ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。 ② グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を推進し、情報伝達の迅速化、情報の共有化等に取り組	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 情報セキュリティ対策の推進状況 ITの活用状況 <評価の視点> 特になし。	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P10~11 <主要な業務実績> 1. 情報セキュリティ対策の推進 以下の取組を行った。 ・Plan（セキュリティ対応計画） 情報資産管理台帳の更新 情報セキュリティ対策基準の見直し ・Do（情報セキュリティ対策実施） 情報セキュリティマニュアルの改訂 ・Check（内部監査） 各部署の情報セキュリティ担当者による機密情報等の取扱いの確認 ・Act（ポリシーの見直し・改訂） 「情報資産の格付区分と取扱制限」の改訂 2. 情報伝達の迅速化、情報の共有化 以下の取組を行った。 ・グループウェア（サイボウズ）のリモートサービスの運用開始 ・グループウェア（サイボウズ）による 機構内会議資料の共有	<評価と根拠> 評価：B PDCA サイクルに基づくセキュリティ対策を実施したこと、情報伝達の迅速化・情報の共有化等に向けた取組を実施したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評価 B	<評価に至った理由> 情報セキュリティ対策基準の見直しに向けた検討、セキュリティマニュアルの更新、情報セキュリティ担当者による機密情報等の取扱いの確認等、PDCA サイクルに基づくセキュリティ対策に取り組むなど、情報セキュリティ対策を適切に推進していると認められる。 グループウェアのリモートサービスの運用開始や機構内の会議資料の共有を進める等、ITの積極的な活用による情報伝達の迅速化、情報の共有化に取り組んでいると認められる。 以上を踏まえ、当該評価をBとする <今後の課題> 情報セキュリティ対策については、十分なリソースを投入するなど、更なる対応が期待される。 <その他事項> 引き続き PDCA サイクルを回転させて情報セキュリティを改善させていって欲しい。

			む。		<ul style="list-style-type: none"> ・TV 会議システムの運用 ・Web 会議システムの業務への活用 		<p>情報のデジタル化及びネットワーク化、社会の複雑化に伴い、情報セキュリティ対策は今後ますます重要度を増すと思われる。一度漏洩してしまうと機構に対する信頼の失墜等、取り返しの付かない状態になりかねないので、予算の適切な配分・職員研修の「選択と集中」等により、情報セキュリティ対策には充分なリソースを投入することを検討していただきたい。</p>
--	--	--	----	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
企画調整会議	—	—	11回	—	—	—	—	月1回開催、8月は夏季休暇期間のため不開催
契約監視委員会における点検件数	—	—	6件	—	—	—	—	—
予算執行モニタリング	—	—	3回	—	—	—	—	四半期ごとに実施

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
II 業務運営の効率化に関する事項 6 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、内部統制の充実・強化を図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと 6 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図る。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためと 6 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。 ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。 ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を月例で開催し、機構にとっ	<主な定量的指標> 企画調整会議開催回数 契約監視委員会における点検件数 四半期毎の予算執行モニタリングの実施 <その他の指標> リスクの把握・対応、及び共有の状況 機構のミッション等の役職員への周知状況 内部監査及び監事監査の実施状況 監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携状況 予算の配分及び執行に係る取組状況	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P12~15 <主要な業務実績> 1・機構のミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応 リスクへの対応状況に係るフォローアップ調査を実施し、当該調査の結果も含めた平成26年度末時点におけるリスクへの対応状況を、役職員と監事で共有した。 <リスク対応の取組（例）> ・大学ポートレート業務に関するリスクへの対応（暗号化、緊急時連絡体制の策定等）※新規 ・「情報セキュリティマニュアル」の改訂、研修における活用 ※新規 ・研究不正行為への対応強化 ※新規 ・懲戒処分の基準等の明確化 ※新規 ・自衛消防訓練の実施 ・「一斉自動送信メール」を利用した災害訓練の実施	<評定と根拠> 評定：B 平成25年度に引き続き、リスクへの対応状況を明らかにし、役職員と監事で共有した。 また、会議等を通じて、組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底に努めるとともに、新たに「機構憲章」を制定・公表し、機構内で共有した。 監事と連携の上、内部監査等を実施した。 さらに、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保及び四半期毎のモニタリングを確実に実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定 B <評定に至った理由> リスクへの対応については、平成25年度に引き続き、フォローアップ調査を実施するとともに、企画調整会議において、リスクへの対応状況を役職員と監事で共有するなど、リスクマネジメント体制が整備されていることは評価できる。 企画調整会議を月1回開催し、機構のミッションや管理運営方針などの情報共有が行われるとともに、全職員の指針として「機構憲章」を制定、公表するなど、運営方針等の重要事項が全職員に周知されていると認められる。 監事と連携して、内部監査等を実施し、また監事が会計監査人や役員とディスカッションを行うなど、内部統制の強化に向けた取組みがなされていると認められる。 予算配分については、役員が各部署に対して予算ヒアリングを実施し、さらに四半期毎に予算執行モニタリングを行うことで予算の計画的な執行と管理に努めていると認められる。

		<p>て重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。</p> <p>③ 監事と連携の上、内部監査を行う。</p> <p>さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。</p> <p>④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、機構長等役員が各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。</p>	<p><評価の視点> 自然災害等によって、保有データが消失するリスクへの対応を検討したか。【平成25年度評価】</p>	<p>・「保有データ遠隔地バックアップ」対策として関東圏外の大学にデータを保管</p> <p>2. 組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底 機構長を議長とする企画調整会議を月例で開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、機構の果たすべき使命・役割と基本的な目標を再確認するため、平成26年7月に「機構憲章」を制定、公表し、機構長及び理事から説明を行い、役職員間の意識の共有を図った。</p> <p>3. 監査の実施 監事と連携し、内部監査、監事監査(会計監査に関する監査、業務に関する監査)を実施した。</p> <p>また、監事については、監査担当部署と意見交換を行い、情報の共有に努めるとともに、内部統制の強化に向けて、会計監査人や役員とディスカッションを行った。</p> <p>4. 予算の戦略的な配分と執行管理 概算要求前に、役員が各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算要求を行った。</p> <p>また、機構長のリーダーシップの下、戦略的に予算を配分するための機構長裁量経費を確保し、職員の海外派遣を実施するなど戦略的な予算執行を行った。</p> <p>さらに、予算については、四半期毎に予算執行モニタリングを行い、その結果に基づき各課に適切な執行を促すなど、効率的な執行に努めた。</p>		<p>以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><今後の課題> 大学ポータル業務の本格的運営にあたり、データ管理とリスク対応に一段と注意を払うことが望まれる。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-1-(1)	大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第15条第1項	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
外部有識者数（委員に占める割合）	評議員会	—	—	19人（100%）	—	—	—	—	/				
	運営委員会	—	—	15人（75%）	—	—	—						
	大学機関別認証評価委員会	—	—	25人（89%）	—	—	—						
	高等専門学校機関別認証評価委員会	—	—	15人（88%）	—	—	—						
	法科大学院認証評価委員会	—	—	25人（100%）	—	—	—						
	国立大学教育研究評価委員会	—	—	14人（100%）	—	—	—						
	学位審査会	—	—	15人（75%）	—	—	—						
	大学ポートレート運営会議	—	—	10人（91%）	—	—	—						

注）会議開催のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目のインプット指標は記載できない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
III 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1 総合的事項 (1) 機構の高等教育の発展に資する	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 1 総合的事項 (1) 大学関係者及び有識者等の参画	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 1 総合的事項 (1) 自主性・自立性の確保という趣	<主な定量的指標> 各委員会における外部有識者の人数及び割合 <その他の指標> 組織の設置状況 大学関係者及び学識経験者等の負担軽減	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P19~22 <主要な業務実績> 大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、審議を行った。 各委員会における外部有識者の人数及び割合は、「2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報」の	<評価と根拠> 評価：B 年度計画どおり大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、必要な審議を行った。 また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、開催回数の削減等、委員の負担軽減に取り組んだ。 以上のことから年度計画における所期	評価	B <評価に至った理由> 各委員会の委員のうち外部委員は75%以上であり、大学関係者や各方面の学識有識者の参画を得た運営がなされていると認められる。 また、開催回数の削減、研究開発部の教員の関与を積極的に進める等、委員の負担を軽減していると認められる。

<p>という業務の性格にかんがみ、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行う。</p>	<p>を得て業務運営を行う。評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。</p>	<p>旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。</p> <p>なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。</p> <p>①評議員会 ②運営委員会 ③大学機関別認証評価委員会 ④高等専門学校機関別認証評価委員会 ⑤法科大学院認証評価委員会 ⑥国立大学教育研究評価委員会 ⑦学位審査会</p>	<p>に係る取組状況 会議の開催回数</p> <p><評価の視点> 特になし。</p>	<p>とおり。</p> <p>また、大学関係者及び学識経験者等の負担軽減等のため、研究開発部教員の関与を積極的に進めるとともに、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の実施に当たり、論点が明確で意思確認が十分である場合は書面審議を行い、会議への出席・出張の手間を削減するなど評価委員の負担軽減に取り組んだ。(大学機関別認証評価委員会、高等専門学校機関別認証評価委員会) ・審議にあたっては案件の集約化を行い、前年度に比べ、委員会については4回から3回に、同ワーキンググループについても4回から3回に開催回数を減らし、負担の軽減を図った。(国立大学教育研究評価委員会) ・委員の委嘱に当たっては、在任期間、年齢等を考慮した見直しを進め、原則、在任期間が10年以上の者及び70歳を超える者については、引き続きの委嘱を行わないこととするとともに、学位授与の申請数や対応する分野等を考慮して、臨時専門委員を必要に応じて確保した。(学位審査会) 	<p>の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><今後の課題> 特になし。</p> <p><その他事項> 会議への出席負担・出張旅費の削減の両方の観点から、案件の集約化等も含め、書面審議の推進など、効率的・効果的な業務運営を一層図ることが期待される。</p>
---	--	---	---	--	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-1-(2)	自己点検・評価の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人通則法第32条第2項	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
自己点検・評価実施回数	—	—	3回	—	—	—	—						

注）自己点検・評価の実施のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目のインプット指標は記載できない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
III 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1 総合的事項 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを構築する。 また、業務等に関する自己点検・評価	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1 総合的事項 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1 総合的事項 (2) 自己点検・評価委員会を開催し、機構のすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行うとともに、業務実績報告書を作成・公表する。 なお、調査研究に	<主な定量的指標> 自己点検・評価実施回数 <その他の指標> 自己点検・評価の実施状況 業務実績報告書の作成・公表状況 調査研究の結果及び成果についての評価の状況 <評価の視点> 特になし。	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P23~24 <主要な業務実績> 1. 自己点検・評価 監事2人を含む「自己点検・評価委員会」を以下のとおり3回開催し、実施した。 第1回（平成26年5月） ・平成25事業年度及び第2期中期目標期間の業務の実績の点検・評価を実施。6月末に文部科学省に業務実績報告書として提出、公表 第2回（平成26年11月） ・平成26年9月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 第3回（平成27年2月） ・平成27年1月末現在の業務等の進捗	<評価と根拠> 評価：B 自己点検・評価委員会を3回開催し、平成25事業年度及び第2期中期目標期間の業務実績、平成26事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施した。また、自己点検・評価を反映し、平成27事業年度計画を作成した。 さらに、調査研究の成果及び結果については、高等教育関係者の評価を受けた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評価 B <評価に至った理由> 自己点検評価委員会を定期的に実施（年3回）し、業務の進捗状況の点検及び課題の把握に努め、機構全体で自己点検・評価に基づく業務の適正な実施に努めていることは評価できる。 調査研究については、学術論文、学会発表、報告書等の公表や、シンポジウム、研究会等の発表を通じて、高等教育関係者による評価を受けていることは評価できる 以上を踏まえ、当該評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 調査研究の社会での利用方法、活用方策などについても考慮した業務運営に期待する。

<p>の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p>自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p>については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。</p>		<p>状況の点検・評価を実施 ・上記に基づき、平成 27 事業年度計画案を作成</p> <p>2. 調査研究の結果及び成果の高等教育関係者による評価 調査研究については、学術論文等 9 編、学会発表等 20 件（うち国際会議 7 件）、報告書 2 編の成果の公表、及び 2 件のシンポジウム等、並びに研究会開催 22 回を通じて、高等教育関係者による評価を受けた。</p>		<p>調査研究の成果に関する専門家からの評価については、簡潔でかまわないので、おおよその講評結果も自己点検・評価等で示すことが望ましい。</p>
---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅱ-2-(1)-①	大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第1号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
評価実施校数	大学	選択評価事項A 研究活動の状況	—	—	1	—	—	—	—	機関別認証評価	—	—	—	—	
		選択評価事項B 地域貢献活動の状況	—	—	4	—	—	—	—	経常費用（千円）	287,608	—	—	—	
		選択評価事項C 教育の国際化の状況	—	—	3	—	—	—	—	経常収益（千円）	371,156	—	—	—	
	高等専門学校	研究活動の状況	—	—	15	—	—	—	—	うち運営費交付金収益（千円）	0	—	—	—	
		正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	—	—	15	—	—	—	—	うち手数料収入（千円）	369,900	—	—	—	
	その他の第三者評価		—	—	1	—	—	—	—	うちその他収入（千円）	1,256	—	—	—	
/										従事人員数（人）	27.8(0)	—	—	—	
/										分野別認証評価		—	—	—	—
/										経常費用（千円）	30,065	—	—	—	—
/										経常収益（千円）	30,065	—	—	—	—
/										うち運営費交付金収益（千円）	19,479	—	—	—	—
/										うち手数料収入（千円）	10,500	—	—	—	—
/										うちその他収入（千円）	87	—	—	—	—
/										従事人員数（人）	5.4(0)	—	—	—	—

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「Ⅱ-2-(1)-② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価」と切り分けることは不可能なため、Ⅱ-2-(1)（大学等の教育研究活動等の状況に関する評価）の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅱ-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 教育研究活動等の評価</p> <p>我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供など、先導的役割に特化することとする。さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 教育研究活動等の評価</p> <p>我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供等を行う。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。</p> <p>さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 教育研究活動等の評価</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>①大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>評価実施校数</p> <p><その他の指標></p> <p>評価体制等の見直し状況</p> <p>評価担当者の研修の実施状況</p> <p>評価の検証の実施状況</p> <p>新たな評価基準等の策定に向けた検討状況</p> <p><評価の視点></p> <p>特になし。</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成 26 事業年度業務実績等報告書 P28～33</p> <p><主要な業務実績></p> <p>1. 評価の実施</p> <p>評価全体の改善に資するための先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価及び第三者評価等を実施した。</p> <p>機関別選択評価では、大学からの求めに基づき、研究活動の状況（1校）、地域貢献活動の状況（4校）、教育の国際化の状況（3校）の評価を行った。</p> <p>また、高等専門学校については、研究活動の状況（15校）、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況（15校）の評価を行った。</p> <p>さらに、国際連合大学からの求めに応じ、同大学サステナビリティ学研究所を評価対象として、第三者評価を実施した。</p> <p>以上の評価の結果については、平成 27 年 3 月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。</p> <p>また、平成 27 年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施し、大学（7校）及び高等専門学校（2校）から申請を受け付けた。</p> <p>2. 評価体制の整備等</p> <p>大学教育の国際化の状況（選択評価事項C）については、平成 26 年度が初の評価実施年度となるため、大学（3校）からの申請に応じて評価を行う体制と</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施するとともに、次年度に予定するすべての対象校について、申請受付及び研修を実施した。</p> <p>また、年度当初の予定どおり、評価全体の改善に資するための先導的な取組として、機構が独自に行う選択評価事項Aに係る評価体制を確保するとともに、新たに実施する選択評価事項Cに係る評価体制を整備した。</p> <p>評価の検証についても、計画どおり、検討会を開催し、年度内に報告書としてとりまとめ、公表するとともに、寄せられた意見に基づいて評価の改善につなげた。</p> <p>さらに、国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた調査研究を着実に進めた。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>大学等の教育研究活動等の状況に関する評価については、研究活動の状況（1大学）、地域貢献活動の状況（4大学）、教育の国際化の状況（3大学）について、大学からの求めに応じて機関別選択評価を実施するとともに、高等専門学校については、研究活動の状況（15校）、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況（15校）について、機関別選択評価を実施し、その結果を公表するなど、各大学の特色を考慮した先導的な評価を推進していることが認められる。</p> <p>機関別選択評価の評価体制及び評価担当者の研修の取組については、部会を設置し評価に必要な委員を 117 名確保し、委員への研修を 6 月に行うなど、効率的かつ効果的な評価の実施に努めたと認められる。</p> <p>機構内に検討グループを設置し、平成 25 年度に実施した機関別選択評価の有効性、適切性について、評価を受けた機関に対してアンケート調査を実施し、その結果を分析及び公表するなど、今後の評価の改善に活かしたことは評価できる。</p> <p>文部科学省の「先導的・大学改革推進委託事業：大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究」に採択され、研究会を開催しその成果を文部科学省に報告し、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行うなど、先導的な評価の推進に寄与していると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>機関別選択評価は先駆的な取組であり、今後も推進することが必要であるが、評価の有効性、</p>	

<p>し、評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>①大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。</p>	<p>に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>①大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を</p>	<p>により検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を開始する。</p>		<p>して、大学機関別認証評価委員会の下に評価部会選択評価事項C部会（委員3人、専門委員4人）を設置した。</p> <p>また、大学の研究活動の状況（選択評価事項A）については、評価の実施に必要な書面調査担当の委員110人を確保した。</p> <p>評価担当者の研修を6月に実施した。</p> <p>3. 選択評価の検証</p> <p>平成25年度に実施した大学機関別選択評価、高等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価の有効性、適切性を検証し、報告書を公表した。</p> <p>なお、アンケート調査の結果に基づいて、説明会における理解向上や資料の工夫に努めた。（アンケート回答率87.5%）</p> <p>4. 新たな評価システムの検討</p> <p>文部科学省の「先導的大学改革推進委託事業：大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究」に応募し、平成26年10月に採択された。以降、3回の研究会を開催し、さらに有識者との意見交換等を行うなど、調査研究を進めた。特に、3回目の研究会では、外部講師を招へいし、講演会という形で機構内職員にも情報共有を行った。調査研究の成果については、平成27年3月に文部科学省に報告した。</p>		<p>適切性ととも、効率性の観点から評価の在り方を検証することが望ましい。</p> <p><その他事項></p> <p>選択評価の取組は認証評価機関の中でも先駆的であり、推進すべきと思うが、評価の有効性、適切性だけでなく、1大学あたりの書面調査の委員数も含め、更なる効率性の観点からも評価の在り方の検証が期待される。</p>
--	--	---	--	--	--	--

	<p>踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅱ-2-(1)-②	大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第1号 学校教育法第109条、同法第123条	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	前中期目標 期間最終年 度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証評価機関連絡協議会等	-	-	4回	-	-	-	-		機関別認証評価	-	-	-	-
機関別認証評価制度連絡会	-	-	4回	-	-	-	-		経常費用（千円）	287,608	-	-	-
評価対象校向け説明会参加者数	大学（2会場）	-	334人	-	-	-	-		経常収益（千円）	-	-	-	-
	高等専門学校	-	34人	-	-	-	-		うち運営費交付金収益（千円）	-	-	-	-
	法科大学院	-	5人	-	-	-	-		うち手数料収入（千円）	-	-	-	-
評価委員向け研修参加者数	大学	-	64人	-	-	-	-		うちその他収入（千円）	-	-	-	-
	高等専門学校	-	17人	-	-	-	-		従事人員数（人）	-	-	-	-
	法科大学院	-	13人	-	-	-	-						
評価実施校数	大学	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	-	29	-	-	-						
		当機構で評価を実施した校数	-	29	-	-	-						
	高等専門学校	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	-	15	-	-	-						
		当機構で評価を実施した校数	-	15	-	-	-						
	法科大学院	申請校数（当機構で	-	3	-	-	-						

		の受審を希望した校数)													
		当機構で評価を実施した校数	—	—	3	—	—	—	—		うちその他収入(千円)	87	—	—	—
		機関別認証評価の手数料収入の割合	—	—	100%	—	—	—	—		従事人員数(人)	5.4(0)	—	—	—

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「Ⅱ-2-(1)-①大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等」と切り分けることは不可能なため、Ⅱ-2-(1) (大学等の教育研究活動等の状況に関する評価) の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記)

なお、評価項目Ⅱ-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅲ 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ②大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等	Ⅱ 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ②大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体	Ⅱ 国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ②大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体	<主な定量的指標> 認証評価機関連絡協議会等の開催回数 機関別認証評価制度連絡会の開催回数 評価対象校向け説明会参加者数 評価委員向け研修参加者数 評価実施校数 機関別認証評価の手数料収入の割合 <その他の指標> 評価体制等の見直し状況 評価担当者の研修の実施状況 評価部会数、担当者数 評価担当者の研修のアンケート結果 評価の検証の実施状況 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価についての検討状況	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P34~46 <主要な業務実績> 1. 評価の実施 大学及び高等専門学校からの要請に基づき、機関別認証評価を行った結果、大学機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」29校、「評価基準を満たしていない」0校、高等専門学校機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」15校、「評価基準を満たしていない」0校となった。 また、法科大学院を置く大学からの求めに基づき、法科大学院認証評価を行った結果、「評価基準適合」1校、「評価基準不適合」2校となった。 以上の評価の結果については、平成27年3月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 なお、法科大学院については、平成23~25年度の評価において適格認定を受けた法科大学院について、年次報告書等の分析・調査も行った。 次年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施し、大学(33校)、高等専門学校(2校)及び法科大学院を置く	<評定と根拠> 評定：B 年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施するとともに、法科大学院については予定した年次報告書等の分析・調査を実施した。また、次年度に予定する全ての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備するとともに、法科担当者向けの研修においては、担当者からおおむね肯定的な満足が得られた。 評価の検証についても、計画どおり、検討会を開催し、年度内に報告書としてとりまとめ、公表するとともに、寄せられた意見に基づいて認証評価の改善につなげた。 さらに、認証評価の在り方の検討、合理化・効率化、法科大学院認証評価に係る検討についても、当初の計画どおり取組を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定 B <評定に至った理由> 機関別及び専門職大学院に係る認証評価については、大学29校、高等専門学校15校、法科大学院3校からの申請を受け評価を実施し、合計45校を「評価基準を満たしている」と認定し、2校を「評価基準を満たしていない」とし、評価結果については、当該大学に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載するなど、大学等における教育研究活動の質の維持・向上に努めていると認められる。 法科大学院については、平成23年から25年に適格認定を受けた法科大学院から提出される年次報告書等において、教育課程等に重要な変更があるか分析を行った上で評価結果の付記事項を通知・公表するなど、法科大学院の質の維持・向上に努めていると認められる。 申請校に応じた評価体制を整備するため、申請受付に先立って意向調査を実施するとともに専門委員選考委員会を設置し、申請状況に応じた委員を選考した。評価担当者への研修については、94名の参加を得て「評価マニュアル」等を用いた評価のシミュレーションを行うなどの工夫を図りつつ、認証評価の目的・内容及び方法等に関する研修を実施した。研修終了後のアンケート調査では肯定的な回答が得られた。また、評価担当者だけではなく、各大学等の評価

<p>の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて評価結果を公表することにより当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるように支援・促進する。</p> <p>なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。</p>	<p>制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含めた在り方を検討する。</p> <p>オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。</p> <p>カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏</p>	<p>制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を開始する。</p> <p>オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。</p> <p>カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、</p>	<p><評価の視点> ※「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。</p> <p>※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットイングを図る。</p> <p>評価事業について、機構が評価についての研究の拠点機能を担うと</p>	<p>大学(1校)から申請を受け付けた。</p> <p>また、平成28年度から適用する法科大学院に係る評価基準の改定については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会における提言、細目省令の改正等の国の動向を踏まえた見直しを行い、一定の成案が得られたことから、パブリックコメントを実施するなど平成27年度の早い時期での基準の改定に向けた取組を行った。</p> <p>2. 評価体制の整備等</p> <p>以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。</p> <p>大学</p> <p>大学機関別認証評価委員会(委員28人)、評価部会(7部会、委員28人、専門委員66人)、財務専門部会(委員2人、専門委員2人)、運営小委員会(委員10人)、意見申立審査会(専門委員5人)</p> <p>高等専門学校</p> <p>高等専門学校機関別認証評価委員会(委員17人)、評価部会(2部会、委員6人、専門委員15人)、財務専門部会(委員1人、専門委員2人)、運営小委員会(委員6人)、意見申立審査会(専門委員5人)</p> <p>法科大学院</p> <p>法科大学院認証評価委員会(委員25人)、評価部会(2部会、委員2人、専門委員14人)、運営連絡会議(委員11人、専門委員5人)、教員組織調査専門部会(委員3人、専門委員11人)、意見申立審査専門部会(専門委員5人)、年次報告書等専門部会(2部会、委員2人、専門委員10人)</p> <p>評価担当者の研修を6月に実施した。参加者(大学64人、高等専門学校17人、法科大学院13人)に対して、研修</p>	<p>担当職員への説明会及び研修会を開催するなど、効率的かつ効果的な評価の実施に向けた体制整備を行っている認められる。</p> <p>機関別認証評価については、平成25年度に実施した大学に対して、評価の有効性、適切性について、アンケート調査を実施し、その結果を検討グループにおいて、分析・公表するなど、今後の評価の改善に活かしていると認められる。</p> <p>民間の認証評価機関との意見交換の場として「認証評価機関連絡協議会」及び「機関別認証評価に関する連絡会」をそれぞれ2回、4回開催し、民間の認証評価機関の動向や情報共有を図り、実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた、認証評価全体の検討を重ねるなど、民間の認証評価機関との連携が図られていると認められる。</p> <p>機関別認証評価については、合理化・効率化により運営費交付金を入れず、評価手数料のみで実施しており、民間の認証評価機関とのイコールフットイングが図られていると認められる。</p> <p>法科大学院の評価に関しては、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会への出席による情報収集、「法科大学院認証評価機関意見交換会」による民間の認証評価機関との情報交換等を行うとともに、機構内の関係部署における国費負担割合削減に向けた検討を行うなど政府の検討を踏まえた議論を開始していると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 機関別認証評価についての基礎的研究や先導的な試みについては、機構が担うべき業務であるが、今後、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関数や評価を受ける教育</p>
--	--	---	--	--	---

	<p>まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。</p>	<p>運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。</p>	<p>ともに、民間評価機関との連携・協力を一層進め、評価文化の醸成と民間評価機関の育成に努めたか。【平成25年度評価】 法科大学院の認証評価について、政府の法曹養成制度に関する検討結果に基づき、認証評価基準の改定、改善を図ったか。【平成25年度評価】</p>	<p>終了後に行ったアンケート調査においては、以下のように、おおむね肯定的な回答が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解が深まった：3.77（大学） 3.81（高専） 3.50（法科） ・分量が十分であった： 3.54（大学） 3.44（高専） 3.63（法科） ・この研修に満足した 3.60（大学） 3.50（高専） 3.50（法科） <p>※「4：そう思う」から「1：そう思わない」の平均</p> <p>3. 認証評価の検証 平成25年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価に関して、評価の有効性、適切性を検証し、報告書としてとりまとめ、平成27年3月に公表した。 なお、アンケート調査で寄せられた意見に基づき、「判定ガイドライン」の作成、認証評価結果概要の英語版の作成等を行った。（アンケート回答率88.8%）</p> <p>4. 認証評価の在り方の検討 実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた在り方について検討するため、以下のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価機関連絡協議会（2回）及び機関別認証評価に関する連絡会（4回）を通じ、民間認証評価機関の動向等の把握や、文部科学省からの認証評価に係る動向などの情報提供を受け、各機関で情報の共有を図った。 ・ 平成27年度以降の申請校数を把握するため、意向調査を実施した。 		<p>機関への影響を考慮しつつ、実施する認証評価について、その数を段階的に削減するなど、その在り方を検討すべきである。</p> <p>法科大学院については定員に達していない大学が多い。これらの大学が十分な教育を実施できているかチェックすることは重要である。</p> <p>法科大学院を巡る状況は、非常に早いスピードで変化している。今後も平成30年度に向けた約4年間で法科大学院の「集中改革期間」に位置づけられていることから、さらなる改革・変革が予想される。従って、法科大学院の認証評価事業の在り方についても、法科大学院制度全体の変化に迅速に対応できるような状態を常に確保することが重要であると考えられる。</p> <p>自己評価担当者への研修で、「機関別選択評価に関する理解が深まった」の回答が他に比べて若干低めである（『業務実績等報告書』p.35）選択評価の事業は先駆的取組であるため、広報的な意味合いも含め、事前の説明と理解の増進に努められたい。</p>
--	--	---	---	--	--	---

				<p>5. 合理化・効率化 今年度の機関別認証評価事業を実施するための経費については、合理化・効率化を図り、評価手数料収入により賄った。</p> <p>6. 法科大学院認証評価に係る運営費交付金負担割合等の検討 運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討するため、以下のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会への出席等により、政府における法曹養成制度の動向を把握した。 ・ 法科大学院認証評価機関意見交換会を合計4回開催し、民間認証評価機関と事業の実施方法等について意見交換を行った。 ・ 運営費交付金の負担割合削減に向けた検討では、関係部署と現状について共通理解を図った。 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅱ-2-(2)	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第2項 国立大学法人法第31条の3第1項	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
評価実務担当者向け説明会	参加者数	—	—	297人	—	—	—	—		経常費用（千円）	94,701	—	—	—
	参加機関（参加割合）	—	—	90法人（100%）	—	—	—	—		経常収益（千円）	94,701	—	—	—
パブリックコメント	意見数	—	—	43件	—	—	—	—		うち運営費交付金収益	88,353	—	—	—
	対応割合	—	—	100%	—	—	—	—		うちその他収入	6,348	—	—	—
										従事人員数（人）	7.8(1)	—	—	—

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅱ-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人	<主な定量的指標> 評価実務担当者向け説明会の参加者数、参加機関（参加割合） パブリックコメントの意見数（対応割合） <その他の指標> パブリックコメントの	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P49～50 <主要な業務実績> 1. 第2期中期目標期間の評価に係る評価作業マニュアルの決定 平成26年3月から4月にかけて実施した「評価作業マニュアル（案）」に関するパブリックコメントの意見を検討	<評価と根拠> 評価：B 「評価作業マニュアル」の決定、法人への説明会の実施及び「Q&A」のとりまとめなど評価実施に向けた検討が順調に進捗している。また、評価者となる専門委員候補者953名を選出し、評価の実施体制の整備も順調に進捗しているため、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、	評価 B <評価に至った理由> 第2期中期目標期間の評価に係る評価作業マニュアルについては、パブリックコメントを行い43件の意見について対応を行った上で7月に決定した。決定したマニュアルについては、東京及び大阪で説明会を開催し、合計90法人297人の参加を得るなど、教育研究の状況の評価に関する周知を図っていると認められる。	

<p>及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価</p> <p>文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。</p>	<p>及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価</p> <p>ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第3期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。</p>	<p>及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価</p> <p>国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、パブリックコメントの意見を踏まえて「評価作業マニュアル」を決定する。また、法人への説明会を実施する。さらに、評価の実施に向けた体制の整備等について検討を行う。</p>	<p>実施状況</p> <p>「評価作業マニュアル」の決定状況</p> <p>法人への説明会の実施状況</p> <p>評価の実施に向けた体制の整備等についての検討状況</p> <p><評価の視点></p> <p>特になし。</p>	<p>した。意見は43件あり、全てに対して回答した。パブリックコメントの意見を踏まえ、平成26年7月に開催した国立大学教育研究評価委員会において「評価作業マニュアル」を決定した。</p> <p>平成26年8月に大阪及び東京で説明会を開催し、評価の対象となる国立大学法人等の評価実務担当者に向けて、「評価作業マニュアル」の内容について説明を行った。説明会の参加者数は両会場合わせて297人、参加機関は90法人であった。</p> <p>評価実施に関し、法人に説明すべき事項を「Q&A」としてとりまとめた。</p> <p>2. 評価実施に向けた体制の整備等についての検討</p> <p>評価の実施に向け、専門委員候補者を選出するため、専門委員選考委員会の設置や選考方針の改定を行った。</p> <p>設置した専門委員選考委員会による検討を経て、選考方針に基づき専門委員候補者953名を選出した。</p>	<p>Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>	<p>評価体制の整備については、専門委員選考委員会を設置し、選考方針の改定を行い、候補者953名を選出するなど、評価の実施に向けた体制整備が進められたと認められる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---	--	---	---

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-3-(1)	単位積み上げ型による学士の学位授与				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第2号 学校教育法第104条第4項第1号	業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標 期間最終年度 度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
4月期	申請者数	—	—	316人	—	—	—	—		経常費用（千円）	345,190	—	—	—
	学位取得者数	—	—	276人	—	—	—	—		経常収益（千円）	345,190	—	—	—
	電子申請利用率	—	—	56.9%	—	—	—	—		うち運営費交付金収益（千円）	205,005	—	—	—
10月期	申請者数	—	—	2,349人	—	—	—	—		うち手数料収入（千円）	124,433	—	—	—
	学位取得者数	—	—	2,262人	—	—	—	—		うちその他収入（千円）	15,752	—	—	—
	電子申請利用率	—	—	63.2%	—	—	—	—		従事人員数（人）	23.5(5)	—	—	—
認定審査件数	短期大学	—	—	2専攻	—	—	—	—						
	高等専門学校	—	—	5専攻	—	—	—	—						
認定専攻科数 ※当該年度4月1日時点	短期大学	—	—	80専攻	—	—	—	—						
	高等専門学校	—	—	126専攻	—	—	—	—						
教育の実施状況等の 審査件数	短期大学	—	—	11専攻	—	—	—	—						
	高等専門学校	—	—	18専攻	—	—	—	—						
認定の再審査件数	高等専門学校	—	—	2専攻	—	—	—	—						
新たな審査方式の 適用審査件数	短期大学	—	—	19専攻	—	—	—	—						
	高等専門学校	—	—	122専攻	—	—	—	—						
運営費交付金の負担割合		50%程度	—	62.2%	—	—	—	—						
アンケート調査の実施状況		—	—	—	—	—	—	—						
満足度（10段階）	25年度10月期	—	—	8.1	—	—	—	—						
	26年度4月期	—	—	8.4	—	—	—	—						

分かりやすさ（４段階）	25年度10月期	—	—	2.2	—	—	—	—						
	26年度4月期	—	—	2.3	—	—	—	—						

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「Ⅱ-3- (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与」及び「Ⅱ-3- (3) 学位授与事業についての広報」と切り分けることは不可能なため、Ⅱ-3 (学位授与事業) の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)

なお、評価項目Ⅱ-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	B
Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 3 学位授与 我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。 なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対して学位を授与する。 また、引き続き、インターネットを	<主な定量的指標> 申請者数 学位授与者数 電子申請の利用率 専攻科認定等審査件数 新たな審査方式の適用を希望する専攻科の認定審査件数 運営費交付金の負担割合 <その他の指標> 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況 利便性向上の取組の推進状況 専攻科の認定に関する審査の実施状況 新たな審査方式の適用を希望する専攻科の審査の実施状況 運営費交付金の負担割合 引き下げに向けた取組状況 アンケート調査の実施	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P54~70 <主要な業務実績> 1. 単位積み上げ型による学士の学位授与 4月期は316人、10月期は2,349人から申請を受け付けた。申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、4月期は276人、10月期は2,262人に学位を授与した。 申請者の利便性向上のため、電子申請を推進し、前年度同期と比較して、4月期は2.3P、10月期は4.1P、利用率が上昇した。学修成果・試験で不可となった不合格者に対しては、個別の不可判定の理由を具体的に通知した。 専攻の区分「土木工学」の修得単位の審査の基準を見直した。また、学位授与申請案内「新しい学士への途」の改訂を行い、関係機関に配布するとともにウェブサイトに掲載した。 2. 専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査 申出に基づき、短期大学2校2専攻及び高等専門学校5校5専攻の認定の審	<評定と根拠> 評定：B 単位積み上げ型による学士の学位授与について、年度計画のとおり確実に学位授与を行った。 また、インターネットを利用した電子申請の利用率は前年度に比較して上昇しており、不合格者に対する個別理由の通知なども行っているほか、必要に応じて、修得単位の審査の基準等について見直しを行った。 申出のあった短期大学及び高等専門学校の専攻科について、年度計画のとおり、審査を行い認定を行った。 また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査及び教育課程に大幅な変更が認められる場合に再審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 新たな審査方式を適用する専攻科の審査については、機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、必要に応じて審査資料を追加して補正審査を行うなど柔軟な対応をしつつ、当初の予定のとおり平成26年12月末までに適用の可否を決定し、70校137校を特例適	評定 B <評定に至った理由> 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期は316人、10月期は2,349人から申請を受け、6月以内に審査を行い、4月期は276人、10月期は2,262人に学位を授与した。学位の授与に当たっては、小論文試験及び面接試験を実施し、申請者が当該分野における学士の学力水準を有しているか厳格に審査を行うなど、学位の質を維持しつつ、生涯学習体系への移行に寄与していると認められる。 電子申請については、前年度と比較し、4月期は54.6%(H25)から56.9%(H26)、10月期は59.1%(H25)から63.2%(H26)と上昇しているとともに、不合格者に対する通知については、個別に不可判定の理由通知文を作成するなど、申請者の利便性向上が図られていると認められる。 「土木工学」の修得単位の審査基準を見直し、「新しい学士への途」及びウェブサイトにおいて周知を図るなど、社会のニーズ等を踏まえた見直しが行われていることは評価できる。 専攻科について、短期大学2校2専攻、高等専門学校5校5専攻からの申請に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準であるか審査を行った上で申請のあった全ての専攻科を認定した。また、既に認定を受けている短期大学11校11専攻、高等専門学	

<p>活用する。 また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せず收支均衡させることとする。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。 また、短期大学及び高等専門学校の専攻科の申し出に基づき、学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、専攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、</p>	<p>を活用する。さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せず收支均衡させる。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに大学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。 また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向</p>	<p>利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。</p> <p>② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申請に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。 また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会におい</p>	<p>状況 ＜評価の視点＞ 特になし。</p>	<p>査を行い、すべてを「可」と判定し、結果を通知した。 また、短期大学11校11専攻及び高等専門学校9校18専攻の教育の実施状況等の審査を行い、適否を判定し、結果を通知した。 さらに、高等専門学校2校2専攻の認定の再審査を行い、「可」と判定し、結果を通知した。</p> <p>3. 新たな審査方式に係る審査 短期大学16校19専攻、高等専門学校56校122専攻から申出を受け付け、審査、可否の決定及び通知、補正審査を経て、最終的に71校139専攻を可と判定した。意向確認を行った結果、2校2専攻から取り下げがあり、最終的な特例適用の認定を受けた専攻科は、70校137専攻となった。 なお、平成27年10月期からの学位授与申請受付に向けて、申請及び審査に関する細則等を制定し、専攻科の教職員向けの説明会を開催した。短期大学22校35人、高等専門学校56校173人、関係機関2機関6人が参加した。 また、申出に係る提出書類等の見直し・作成等を行い、上記の説明会と同日に申出に係る説明会を開催し、短期大学9校15人、高等専門学校39校115人、関係機関2機関6人が参加した。</p> <p>4. 学位審査手数料の引上げ 学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合の縮減を図るため、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、受益者負担の観点から、学位審査手数料を見直し、平成26年度の学位授与申請に係る学位審査手数料を引き上げた。 学士 (改定前) 25,000円 → (改定後) 32,000円</p>	<p>用専攻科として認定した。また、審査においての問題点を検討し、平成27年度の適用認定の申出に向けた制度の見直し、学位授与申請受付の準備を行った。 学位審査手数料の引き上げを実施し、事業全体の効率化及び合理化を図った。学位取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果は、研究開発部と共有し、学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等を行う際のデータとして確実に蓄積している。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>校9校18専攻については、11月及び1月に専門委員会・部会を開催し教育の実施状況を審査した結果、19校28専攻は「適」、1校1専攻は「否」と学位審査会において判定し、結果を設置者に通知した。「否」と判定された専攻科には、併せて必要な措置を取るべきことを勧告し、その対応について改めて部会で検討を行った結果、「適」とすることとなり、設置者に通知するなど、継続的に専攻科における教育水準の維持・向上を図っていることは評価できる。 新たな審査方式での学位授与については、短期大学16校19専攻、高等専門学校56校122専攻から申請があり、それぞれの専攻について、大学に相当する概ね4年間の教育課程が機構の定める基準と適合しているかについて専門委員会において審査を行い、8月に短期大学7校7専攻、高等専門学校32校40専攻を「可」と学位審査会において判定し、その他の専攻については、不適の理由を通知し、10月に補正申請を受け付け、再度、専門委員会による審査を行った上で、最終的に70校137専攻を特例適用専攻科として認定するなど、教育水準を確保した上で円滑な学位の授与ができるよう専攻科の認定を行ったことは評価できる。 学位審査手数料については、運営費交付金の負担割合を引き下げるため、事業全体の効率化及び合理化を図るとともに、受益者負担の観点から学位審査手数料を25,000円から32,000円に引き上げた結果、運営費交付金の負担割合は、66.7%から62.2%に下がったことは評価できる。 学位取得者に対して、学位取得の満足度、「新しい学士への途」のわかりやすさ等に関するアンケートを行った結果、4月期については、276人に送付し、215人から回答を得た(10月期の集計は平成27年度中)。その結果、学位取得の満足度及び「新しい学士への途」のわかりやすさともに満足度は高かったことは評価できる。 (平成25年度10月期：平均2.2点(回答者数1,590人)、平成26年度4月期：平均2.3点(回答者数215人)) ※アンケートでは、「とても分かりやすかった」</p>
--	---	---	---------------------------------	---	---	--

<p>機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。</p>	<p>上の取組を推進する。</p> <p>② 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申請に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p> <p>③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。</p>	<p>て適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p> <p>③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する新たな審査方式について、その適用を希望する専攻科からの申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。</p> <p>④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、受益者負担の観点から、学位審査手数料の引上げを実施し、運営費交付金の負担割合を引き下げる。</p> <p>⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。</p>		<p>運営費交付金負担割合 (平成25年度) 66.7% → (平成26年度) 62.2%</p> <p>5. アンケート調査の実施 学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を学位取得者に学位記を送付する際に同封し実施した。4月期には276人に送付し、215人から回答を得た。また、10月期は学位取得者2,262人に調査票を同封した。なお、平成25年度10月期には2,239人に送付し、1,634人から回答を得ている。</p> <p>なお、アンケート調査においては、以下のような回答が得られた。 「学位を取得したことに対する現時点での満足度は10点満点で何点くらいですか。」</p> <p>平成25年度10月期：平均8.1点 平成26年度4月期：平均8.4点</p> <p>『新しい学士への途』の中の単位の履修方法、学修成果の作成などの説明文は分かりやすいものでしたか」</p> <p>※「1：とても分かりやすかった」から「4：分かりにくかった」を4段階で調査</p> <p>平成25年度10月期：平均2.2点 平成26年度4月期：平均2.3点</p>		<p>が1点「わかりやすかった」が2点「やや分かりにくかった」が3点「分かりにくかった」が4点 以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
---	---	--	--	---	--	---

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-3-(2)	省庁大学校修了者に対する学位授与				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第2号 学校教育法第104条第4項第2号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認定の審査件数		-	-	1 課程	-	-	-	-		経常費用（千円）	345,190	-	-	-
認定課程数 ※当該年度4月1日時点	学士相当	-	-	8 課程	-	-	-	-		経常収益（千円）	345,190	-	-	-
	修士相当	-	-	4 課程	-	-	-	-		うち運営費交付金収益（千円）	205,005	-	-	-
	博士相当	-	-	3 課程	-	-	-	-		うち手数料収入（千円）	124,433	-	-	-
教育の実施状況等の審査件数		-	-	3 課程	-	-	-	-		うちその他収入（千円）	15,752	-	-	-
学士	申請者数	-	-	1,016 人	-	-	-	-		従事人員数（人）	23.5(5)	-	-	-
	学位取得者数	-	-	1,016 人	-	-	-	-						
修士	申請者数	-	-	114 人	-	-	-	-						
	学位取得者数	-	-	114 人	-	-	-	-						
博士	申請者数	-	-	31 人	-	-	-	-						
	学位取得者数	-	-	29 人	-	-	-	-						
省庁大学校修了者に対する学位授与に係る運営費交付金負担割合		0%	-	0%	-	-	-	-						

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-3-(1)単位積み上げ型による学位授与」及び「II-3-(3)学位授与事業についての広報」と切り分けることは不可能なため、II-3（学位授与事業）の決算額及び従事人員数を再掲。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与には、運営費交付金を充当していない。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
III 国民に対して	II 国民に対して	II 国民に対して	<主な定量的指標>	<実績報告書等参照箇所>	<評定と根拠>	評定	B

<p>提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p> <p>② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。</p>	<p>提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>① 省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p> <p>② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。</p>	<p>提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。</p> <p>また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。</p>	<p>認定の審査件数 認定課程数 教育の実施状況等の審査件数 学位申請者数、取得者数 省庁大学校修了者に対する学位授与に係る運営費交付金負担割合</p> <p><その他の指標> 学位授与の実施状況 省庁大学校の課程認定に関する審査の実施状況</p> <p><評価の視点> 特になし。</p>	<p>平成26事業年度業務実績等報告書 P71～77</p> <p><主要な業務実績></p> <p>1. 省庁大学校の課程の認定及び教育の実施状況等の審査 国立看護大学校研究課程部看護学研究科に平成27年度より新設される博士相当課程について申出を受け、教員組織、教育課程等の審査を行い、「可」と判定し、結果を通知した。</p> <p>また、認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、独立行政法人水産大学校本科・水産学研究科及び職業能力開発総合大学校長課程の計3課程を対象に審査を行い、いずれも「適」と判定し、結果を通知した。なお、審査対象課程に対しては、適否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織等に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。</p> <p>2. 省庁大学校修了者に対する学位授与 学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、申請者1,016人全員を合格と判定し、学位を授与した。</p> <p>修士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者114人全員を合格と判定し、学位を授与した。なお、修士に係る口頭試問の審査委員を2人から3人に増員し、審査の厳格化を図った。</p> <p>博士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者31人のうち29人を合格、2人を保留と判定し、合格者に学位を授与した。なお、保留となった2人については、論文の修正を期限をつけて求め、今後、再提出があった場合に審査を行うこ</p>	<p>評価：B</p> <p>申出のあった省庁大学校の課程について、年度計画どおり、審査を行い認定を行った。また、認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。</p> <p>認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。また、修士の審査については論文審査及び口頭試問を行う審査担当委員を2人から3人に増強し、審査の厳格化を図った。</p> <p>年度計画どおり、学士・修士・博士のそれぞれの学位審査手数料の引上げを実施し、収支均衡を図った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p><評価に至った理由> 省庁大学校の認定については、国立看護大学校から博士相当課程の認定申請を受け、専門委員会及び部会において、教育課程、教員組織、施設設備等について、大学院設置基準等の法令等に照らし、博士課程に相当する水準であるか審査を行い、学位審査会において可と判定するとともに、認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、専門委員会及び部会で行い学位審査会において「適」と判定した。審査対象課程に対しては、専門委員会及び部会からの教員組織等についての意見を伝達し、今後の更なる改善を求めるなど、省庁大学校出身者への学位の授与に関して、質の維持・向上に努めていることは認められる。</p> <p>省庁大学校修了者に対する学士及び博士の学位の授与については、厳格な評価に基づく学位の授与に努めていることは認められる。</p> <p>修士の口頭試問の審査体制を充実させるため、審査員を2名から3名に増員し、審査の厳格化を図ったことは評価できる。</p> <p>審査手数料については、事業全体の効率化及び合理化を図るとともに、学位の維持・向上を図ることを目的に審査体制の見直しを行い、学位審査手数料を増額するとともに、引き続き、省庁大学校修了者に対する学位授与については、運営費交付金を充当せず収支均衡を図ったことは評価できる。</p> <p>(学士) 25,000円→32,000円 (修士) 34,000円→44,000円 (博士) 67,000円→87,000円 以上を踏まえ、当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	---	--	---	--

		<p>② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。</p> <p>修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p> <p>また、修士の審査については口頭試問の審査体制の更なる充実を図る。</p> <p>③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位の質の維持・向上を図ることを目的に審査体制の見直しを行うため、受益者負担の観点から、学位審査手数料</p>	<p>ととした。</p> <p>3 学位審査手数料の引上げ</p> <p>学位授与事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位の質の維持・向上を図ることを目的に審査体制の見直しを行うため、受益者負担の観点から、学位審査手数料の引上げを実施した。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡を図った。</p> <p>学士 (改定前) 25,000 円 → (改定後) 32,000 円</p> <p>修士 (改定前) 34,000 円 → (改定後) 44,000 円</p> <p>博士 (改定前) 67,000 円 → (改定後) 87,000 円</p>		
--	--	--	--	--	--

		の引上げを実施する。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。				
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-3-(3)	学位授与事業についての広報				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第2号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
パンフレット等配布数													
「新しい学士への途」	—	—	12,870部	—	—	—	—	経常費用（千円）	345,190	—	—	—	—
「学位授与申請書類」	—	—	8,075部	—	—	—	—	経常収益（千円）	345,190	—	—	—	—
「学士をめざそう！」	—	—	9,009部	—	—	—	—	うち運営費交付金収益（千円）	205,005	—	—	—	—
「大学評価・学位授与機構が授与する学位を理解していただくために」	—	—	22,485部	—	—	—	—	うち手数料収入（千円）	124,433	—	—	—	—
								うちその他収入（千円）	15,752	—	—	—	—
								従事人員数（人）	23.5(5)	—	—	—	—

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-3-(1)単位積み上げ型による学位授与」及び「II-3-(2)省庁大学校修了者に対する学位授与」と切り分けることは不可能なため、II-3（学位授与事業）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
III 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 3 学位授与	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 3 学位授与 (3) 学位授与事業	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 3 学位授与 (3) 学位授与事業	<主な定量的指標> パンフレット等の配布数 <その他の指標> ウェブサイト等を通じた情報発信の状況	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P78~79 <主要な業務実績> 1. 学位授与事業についての広報 大学、短期大学、高等専門学校、都道府県の公立図書館、専門学校担当部局及び生涯学習センター等の関係機関等へ	<評定と根拠> 評定：B 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対して、必要な情報をウェブサイトを活用して提供し、周知を図るとともに、パンフレットや学位授与申請案内を必要に応じて見直し、関係機関等に配布した。	評定	B <評定に至った理由> 学位授与事業の広報については、「新しい学士への途」「学位授与申請書類」「学士をめざそう!」「大学評価・学位授与機構が授与する学位を理解していただくために」を必要に応じて改訂し、大学、短期大学、高等専門学校、都道府県の公立図書館、専門学校、生涯学習センター

<p>(3) 学位授与事業 についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。</p>	<p>についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。</p>	<p>についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行う。</p>	<p><評価の視点> 特になし。</p>	<p>学位授与制度を紹介するリーフレットについて、機構の学位授与制度をよりの確かつ分かりやすく紹介する観点から見直しを行い、平成27年3月に関係機関に配布するとともに、ウェブサイトに掲載した。</p> <p>ウェブサイトに「単位積み上げ型の学士の学位授与申請における「学修期間」等の取扱いについて」を掲載し、「学修期間」及び「修得すべき単位数」について周知を図った。</p> <p>また、平成27年度版の学位授与申請案内「新しい学士への途」について、「学修期間」の取扱いや学修成果に求められる倫理的配慮等について、改訂を行い、平成27年2月に発行し、関係機関に配布するとともにウェブサイトに掲載した。</p> <p>2. 学位授与事業に関する情報提供</p> <p>「ウェブサイト作成に関するガイドライン」を制定し、ウェブサイトのデザインの統一性を担保するとともに、導線の改良等によるウェブサイトの利便性向上を図り、効果的な情報発信につなげることとした。</p> <p>ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向の分析を行い、広報活動について検討した。</p> <p>広報誌「機構ニュース」を毎月発行し、学位授与申請の案内など、学位授与事業の活動内容について掲載・情報発信を行った。</p>	<p>また、「機構ニュース」の発行等を通じ、学位授与事業に関する情報発信を行った。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>等に送付するなど合計約5万2,000部を配布するとともに、ウェブサイトにも掲載した。さらに、学位授与申請者への制度の理解を図ることを目的に、ウェブサイトにおいて「単位積み上げ型の学士の学位授与申請における学修期間等の取扱いについて」を掲載した。また、ウェブサイトのデザインについても、ガイドラインを作成し、利便性の向上により効果的な情報発信につなげることとするなど、学位授与事業の広報に努めていると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 学位授与事業の広報については、配布件数やウェブサイトへの掲載などのインプットだけではなく、例えば、ウェブサイトのアクセス件数や機構への問い合わせ件数などのアウトカムにも着目した評価指標を検討することが望ましい。</p> <p><その他事項> 広報活動の業務実績は、主に「ユーザー側の反応にどのような変化があったか」によって図られるべきであると思うので、今後は、パンフレットの配布やウェブサイト掲載の効果について、例えば、機構への問い合わせ件数やウェブサイトへのアクセス数の増減等も「主要なアウトカムの指標」に加えた上で、業務実績の自己評価を行うことを検討していただきたい。</p>
--	--	---	--------------------------------	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅱ-4-(1)-①	大学等に関する情報の収集、整理及び提供				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第4号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証評価に関するリーフレット	大学	—	—	2,650部	—	—	—	—	経常費用（千円）	415,468	—	—	—
	高等専門学校	—	—	950部	—	—	—	—	経常収益（千円）	415,468	—	—	—
「国際連携ウェブサイト」年間アクセス件数	—	—	180,459件	—	—	—	—	—	うち運営費交付金収益（千円）	254,948	—	—	—
諸外国の質保証に関する動向記事の年間発信件数	—	—	126件	—	—	—	—	—	うち補助金等収益（千円）	28,592	—	—	—
「大学質保証フォーラム」参加者数	—	—	432人	—	—	—	—	—	うちその他収入（千円）	131,928	—	—	—
大学ポートレート参加割合	—	—	86%	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	19.2(2)	—	—	—
大学ポートレートウェブサイト年間アクセス件数（注）H26年度は27.3.10~3.31	—	—	73,062件	—	—	—	—	—					

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「Ⅱ-4-(1)-②質保証人材育成」及び「Ⅱ-4-(2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組」と切り分けることは不可能なため、Ⅱ-4（質保証連携）の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅱ-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため	＜主な定量的指標＞ 認証評価に関するリーフレット配布数 「国際連携ウェブサイト」アクセス件数	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成26事業年度業務実績等報告書P84~93	＜評価と根拠＞ 評価：B 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、平成25年度に引き続き大学評価情報ポータルサイトを	評価	B
				＜主要な業務実績＞ 1. 国内の評価等に関する情報の収集、整			

<p>4 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の</p>	<p>とるべき措置 4 質保証連携 大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。さらに、国内外の質保証機関と連携し、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。併せて、これらの活動について社会に広く発信する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、</p>	<p>とるべき措置 4 質保証連携 (1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。 イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組みについて、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。 ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。</p>	<p>「大学質保証フォーラム」参加者数 大学ポートレート参加者数 大学ポートレートウェブサイトアクセス状況</p> <p><その他の指標> ウェブサイトの利便性向上のための取組状況 諸外国の質保証に関する概要資料の提供状況 国際連携ウェブサイト等での発信状況 大学質保証フォーラムの開催状況 各種調査の実施状況 大学ポートレートの運用状況</p> <p><評価の視点> 大学ポートレートについては、各大学の IR 機構充実のための 2 次利用も含めて、多くの大学にとって使いやすいデータベースとなるよう、今後の計画を検討したか。【平成 25 年度評価】</p>	<p>理、提供 大学評価情報ポータルサイトを引き続き運用し、情報提供の充実を図った。 また、認証評価に関するリーフレットを大学 (2,650 部)、高等専門学校 (950 部) その他の関係者に配布して周知に努めた。 機構ウェブサイトについては、利便性向上を図るとともに、アクセス件数を月ごとに調査し、利用動向の分析を行った。 広報誌「機構ニュース」を毎月発行するとともに、構成を見直し、広報内容のさらなる充実を図った。</p> <p>2. 諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供 教職員で構成される国際連携企画室を毎月開催。年度当初には、各国・地域別の情報収集・発信すべき事項等をアクションプランにまとめ、毎月実施状況を点検しつつ業務を進めた。具体的な実績は以下のとおり。 《諸外国の質保証動向についての情報収集と発信》 ウェブサイト等による文献調査を強化したほか、国際会議等への参加、招へい海外専門家による研究会等を通じて、積極的な情報収集を行い、機構ウェブサイト内の国際連携ウェブサイトに掲載した。 平成 26 年度の同サイトへのアクセス件数は 180,459 件。前年度に比べて約 1.6 倍の増加。 (主な実績) ・ 諸外国の質保証の動向記事の発信 (126 件) ・ 諸外国の質保証システムに関する刊行物等の作成・提供 － 諸外国の高等教育分野に関する質保証システムの概要 (ドイツ: 新規、</p>	<p>運用した。また、当機構で実施する認証評価に申請可能な条件を満たしている全ての大学及び高等専門学校にリーフレットを提供した。さらに、機構ニュースの発行等を通じた大学における評価活動等に関する情報発信を行った。 諸外国の質保証に関する情報発信については、年度当初に国際連携企画室においてまとめたアクションプランに基づき情報収集や国際連携ウェブサイトでの情報発信刊行物の作成を行った。同サイトへのアクセス数も大幅に増加した。また、大学質保証フォーラムを着実に実行し、参加者対象のアンケートの結果でも高い評価を得た。 学位授与状況等調査、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成・公開、「平成 27 年度科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成・公開についても、引き続き実施した。 大学ポートレートについては、運営会議等の運営体制を整備するとともに、平成 26 年度中に大学ポートレートの公表を開始することができた。また、関係機関との連絡調整を円滑に進め、平成 27 年度に議論を開始することになるステークホルダー・ボード及び国際発信に関する専門委員会の設置を決定した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>ットを大学 (2,650 部)、高等専門学校 (950 部) その他の関係者に配布し情報提供に努めた。また、広報誌「機構ニュース」においても、認証評価や諸外国の質保証制度等の動向などについて掲載するなど、大学及び民間の認証評価団体等における評価活動や教育研究活動等の改善に寄与していると認められる。 また、国際連携ウェブサイト以下に以下の情報を積極的に公開し、アクセス件数が 180,459 件となり、前年度に比べて約 1.6 倍増となったことは所期の目標を達成したと認められる。 ・ 諸外国の質保証の関連の記事 (126 件) ・ 諸外国の質保証システムに関する刊行物等の作成・提供 (「諸外国の高等教育分野に関する質保証システムの概要 (ドイツ (新規)、英国 (第 2 版) 等)) ・ 国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる海外の取組の発信 海外から講演者等を招聘し、「大学の多面的道しるべ～ランキング指標を問う～」をテーマにした大学質保証フォーラムを開催し、約 450 名の参加を得た。参加者を対象としたアンケートでは、85.6% が「とてもよかった」「まあまあよかった」となっており、参加者の満足度が高かったことは評価できる。 「学生移動 (モビリティ) に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」に関して中間まとめ作業を行い、その概要を中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループにおいて発表するとともに、日本学生支援機構のウェブマガジン「留学交流」に論考を寄稿するなど、積極的に情報発信をしたことは評価できる。 大学院を置く各国公私立大学へ調査票を送付し、学位の授与状況を取りまとめ、文部科学省に提出するとともに、機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科の学生募集の概要について結果を取りまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、ウェブサイトに掲載するなど、学習</p>
---	--	--	--	--	--	---

<p>改善・向上に活用するため、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。</p> <p>これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポータルを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポータルでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、大学ポータルへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。</p>	<p>提供する。</p> <p>イ 国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、提供する。</p> <p>ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポータルを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、大学ポータルへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポータルウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものと</p>	<p>エ 大学ポータルについて、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、運用開始を目指して必要な取組を進める。運用開始後は、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。</p>		<p>英国：第2版） ーアジア地域の高等教育分野の質保証システムに関する Briefing 資料（マレーシア、インドネシア、台湾） ・国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる海外の取組の発信</p> <p>《大学質保証フォーラムの開催》 従来の「大学評価フォーラム」から「大学質保証フォーラム」に改称した上で、「大学の多元的道しるべ～ランキング指標を問う～」をテーマに、国内外の高等教育の関係者をはじめ、過去最多となる約432人の参加を得て開催した。 アンケート結果では、「とても良かった」「まあまあ良かった」の回答が85.6%（※）を占めた。 （※）満足度は5段階で調査。回答実数188件</p> <p>《学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査》 研究開発部と連携して以下の調査を実施し、中間まとめの作業を行った。 ①国内大学の教職員を対象としたアンケート調査及びインタビュー調査 ②資格の認証・情報発信業務に関する海外事例調査（訪問調査・ウェブ調査） なお、上記①についてはアンケート調査の回答の集計結果をウェブサイトで公表した。また、①のうち「海外で修得した単位の認定」については、日本学生支援機構ウェブマガジンに論考を寄稿した。</p> <p>3. 学位授与の状況や学習機会等の情報の収集、整理、提供 《学位授与状況等調査》 大学院を置く各国公私立大学（全629大学）へ調査票を送付し、調査対象であ</p>		<p>機会の多様化や生涯学習への展開に対応した情報提供に貢献していることは認められる。</p> <p>大学ポータルセンター及び大学ポータル運営会議を設置し、大学ポータルでの教育情報の公表に向けた体制を整備した。平成27年3月10日に、日本私立学校振興・共済事業団と連携し国公立を通じた教育情報の公表を開始した（私立大学の教育情報については日本私立学校振興・共済事業団において平成26年10月に公表）ことは、所期の目標を達成していると認められる。 （平成27年3月末日現在で、参加校数は国立86校、公立66校、公立短期大学11校、株式会社立大学3校で参加割合は86%であった。また平成27年3月10日から3月末日までのアクセス件数は73,062件である。） 以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 大学ポータルについては、今後、ステークホルダーへの理解が深まるよう広報の充実を図るとともに、使い勝手が良くなるよう不断の見直しを検討することが望ましい。</p> <p><その他事項> 長い間準備中だった大学ポータルの公表を開始できたが、今後は、例えば、ターゲットの明確化（誰に対して情報発信するのか）、使い勝手の向上に努めるなど、その内容の改善を進めて欲しい。 各大学のホームページが既に相当充実している時代になっているので、大学間の比較や一つのテーマを巡って多くの大学からの情報を検討出来る等、利用者が頭の中を整理整頓できるような方向性も考えられる。 前項同様、主要なアウトカムの指標に基づく業務実績の評価が重要である。例えば、「大学ポータル」のアクセス数が7万3,062件であったという事実について、①当初の目標はどこに置いていたか、②結果をどう自己評価するかを明確にした上で、平成27年度以降の目標の策</p>
--	--	--	--	---	--	---

	する。			<p>る全大学から回答を得て、各大学からの回答を集計し、調査結果を文部科学省へ提出した。</p> <p>《学習機会等に関する情報の収集・整理及び提供》</p> <p>「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び「平成27年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成、公開した。</p> <p>4. 大学ポートレート</p> <p>《大学ポートレートに係る運営体制の整備》</p> <p>「大学ポートレート運営会議」及び「大学ポートレートセンター」を機構に設置し、大学ポートレートでの教育情報の公表開始に向けて体制を整備した。</p> <p>《大学ポートレートによる教育情報の公表の開始》</p> <p>大学ポートレートによる教育情報の公表に向けて、「平成26年度大学ポートレートに関する国公立大学の教育情報の実務担当者協議会」を平成26年9月に開催し、大学ポートレートシステム及びデータ入力に係る共通理解を深めた。</p> <p>平成26年10月に大学ポートレート運営会議（第1回）を開催し、国公立及び私立の教育情報の公表開始を決定した。</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団及び大学団体等と調整のうえ、私学版大学ポートレートと一体とした検索システムを整備した。</p> <p>国公立大学・短期大学から提供されたデータを登録し、平成27年3月10日より国公立大学全体での教育情報の公表を開始した。</p> <p>《ステークホルダー・ボード及び国際発信に関する専門委員会の設置》</p>		<p>定・事業の実施を望みたい。</p> <p>大学評価情報ポータルサイトにおける情報提供は充実している。諸外国の質保証に関する情報収集と発信にも精力的であり、ウェブサイトへのアクセス数も著しく増加し、評価に値する。これらとともに、大学ポートレートへのステークホルダーからの理解が深まるように注力してもらいたい。特に、ステークホルダーが情報を活用しやすいようなシステムとなるよう期待する。</p>
--	-----	--	--	---	--	--

				<p>平成 27 年 3 月に大学ポータル運営会議（第 2 回）を開催し、ステークホルダー・ボード及び国際発信に関する専門委員会の設置を決定した。</p> <p>《参加大学数及びアクセス件数》</p> <p>平成 27 年 3 月末日現在の参加大学数は、国立大学 86 校、公立大学 66 校、公立短期大学 11 校、株式会社立大学 3 校で参加割合は 86%であった。また、平成 27 年 3 月 10 日から 3 月末日までのアクセス件数は、73,062 件であった。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-4-(1)-②	質保証人材育成				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第4号、同法同条同項第5号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
「自己評価担当者等に対する研修会」参加者数	大学	—	—	367人	—	—	—	—	経常費用(千円)	415,468	—	—	—
	高等専門学校	—	—	29人	—	—	—	—	経常収益(千円)	415,468	—	—	—
	法科大学院	—	—	5人	—	—	—	—	うち運営費交付金収益(千円)	254,948	—	—	—
「大学教育の質保証研修」参加者数	—	—	127人	—	—	—	—	うち補助金等収益(千円)	28,592	—	—	—	
								うちその他収入(千円)	131,928	—	—	—	—
								従事人員数(人)	19.2(2)	—	—	—	—

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-4-(1)-①大学等に関する情報の収集、整理及び提供」及び「II-4-(2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組」と切り分けることは不可能なため、II-4（質保証連携）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
III 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 4 質保証連携	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 4 質保証連携	<主な定量的指標> 研修参加者数 <その他の指標> 研修終了後のアンケート調査結果等 研修の実施状況	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P94~95 <主要な業務実績> 1. 大学等の評価関係者等に対する研修等 大学等の自己評価担当者等に対する研修を実施し、大学については367人、	<評価と根拠> 評価：B 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの自己評価担当者向けの研修を実施するとともに、研修後のアンケートにおいては、おおむね肯定的な回答が得られた。 機構内での一部研修プログラムの試行	評価	B <評価に至った理由> 大学等の自己評価担当者等に対し、認証評価に関する研修を実施し、大学で367人、高等専門学校で29人、法科大学院で5人が参加した。研修後のアンケート調査では、「この研修会に満足した」が4点満点中平均で3.19点となってお

<p>4 質保証連携 (1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。</p>	<p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。</p>	<p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる者に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。</p>	<p><評価の視点> 特になし。</p>	<p>高等専門学校については29人、法科大学院については5人が参加した。 研修会終了後に行ったアンケート調査では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られた。 「自己評価書作成に関する理解が深まった」 :【3.43】、(3.33)、[3.80] 「説明が分かりやすかった」 :【3.28】、(2.96)、[3.80] 「資料が分かりやすかった」 :【3.26】、(3.11)、[3.60] 「研修内容の分量が十分であった」 :【3.20】、(3.22)、[3.80] 「進行が適切であった」 :【設問無】、(3.22)、[設問無] 「この研修会に満足した」 :【3.19】、(3.15)、[4.00] ※「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、大学は61%、高等専門学校は93%、法科大学院は100%の参加者が回答 ※【 】内は大学の数値、()内は高等専門学校の数値、[]内は法科大学院の数値</p> <p>2. 高等教育質保証人材育成事業 研究開発部と評価事業部が協働して大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムの教材開発を進め、平成26年5月に機構内向けに研修プログラムの一部を試行実施した。 また、筑波大学大学研究センター及び国立大学協会と連携し、11月に大学教育の質保証研修を試行的に実施した。 参加者からの意見を踏まえ、大学教育の質保証研修で使用した資料を基に教材の汎用整備を図るなど、さらなるプログラムの開発を進めた。 <参加状況></p>	<p>を踏まえ、11月に試行実施した大学教育の質保証研修については、86国立大学法人中69大学からの参加があり、さらに私立大学や関係団体、認証評価機関からも参加があったことから、大学教育の質保証への高い関心が伺えるものであった。また、EAワークショップにおけるアンケート結果から、満足度について5段階評価で「満足・どちらかという満足」とした回答が96%と高い評価が得られており、質保証に関わる人材の能力向上のための取組が着実に行われた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>り、高い評価を得た。 質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムの教材開発を進め、平成26年5月に機構内向けに試行実施した。その後、筑波大学大学研究センター及び国立大学協会と連携し、大学教育の質保証研修を試行的に実施した。さらに、平成27年1月に自己評価力に関するワークショップ「指標の選び方&指標信頼性・妥当性のチェックリスト」を開催した。参加者にアンケート調査を実施したところ、96%が「満足・どちらかという満足」となっており、高い評価を得るなど、各大学の評価担当者等の能力向上に寄与していると認められる。 以上を踏まえ、当該評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 大学が自らの力で高等教育の質保証に取り組めるように人材開発を支援することに意味がある。 個別大学における質保証人材の育成には資源等の関係から限界があると考えられる。試行段階ではあるようだが、質保証関連の研修およびワークショップのプログラムのさらなる開発と、国公私を問わず、こうした機会が広く利用されるよう、広報・運営の工夫を期待する。</p>
--	--	---	--------------------------------	--	---	---

				<p>大学：70 大学（国立大学 69、私立大学 1）、計 127 人（教員 52 人、事務職員 75 人）</p> <p>関係団体：3 機関（公立大学協会、大学基準協会、日本高等教育評価機構）、計 5 人</p> <p>さらに、平成 27 年 1 月には EA（Evaluability Assessment: 自己評価力）に関するワークショップ「指標の選び方&指標信頼性・妥当性のチェックリスト」を開催した。当該ワークショップの終了後に行ったアンケート調査の回答の平均値は以下のとおり、参加者から高い評価を得た。</p> <p><アンケート結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的に判断して、ワークショップはいかがでしたか 「満足・どちらかという満足」: 96% <p>※5段階で調査、講師と運営者を除く参加者 27 人中 27 人から回答、回収率 100%</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-4-(2)	国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第4号、同法同項同条第5号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証評価機関連絡協議会等	—	—	4回	—	—	—	—		経常費用（千円）	415,468	—	—	—
機関別認証評価制度連絡会	—	—	4回	—	—	—	—		経常収益（千円）	415,468	—	—	—
海外の質保証機関等との交流実績	—	—	26件	—	—	—	—		うち運営費交付金収益（千円）	254,948	—	—	—
									うち補助金等収益（千円）	28,592	—	—	—
									うちその他収入（千円）	131,928	—	—	—
									従事人員数（人）	19.2(2)	—	—	—

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-4-(1)-①大学等に関する情報の収集、整理及び提供」及び「II-4-(1)-②質保証人材育成」と切り分けることは不可能なため、II-4（質保証連携）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
III 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 4 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 4 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質保証向上	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 4 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質保証向上	<主な定量的指標> 認証評価機関連絡協議会等開催回数 機関別認証評価制度連絡会開催回数 <その他の指標> 認証評価機関連絡協議会等を通じた取組状況 国際ネットワークを通	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書P96~101 <主要な業務実績> 1. 国内の評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会において、認証評価機関連絡協議会の開催（2回）、同ワーキンググループの開催（1回）、高校関係者向け説明会での情報発信、協議会独自のウェブサイトの構築準備、職	<評価と根拠> 評価：B 国内の評価機関との連携においては、社会認知度向上のための情報発信、研修の実施、調査研究の成果の提供など、国内の認証評価機関との連携により、質保証向上への取組を進めた。 海外の質保証機関等との連携においては、年度当初に国際連携企画室においてまとめたアクションプランに基づき、国際的	評価	B <評価に至った理由> 民間の認証評価機関と、認証評価機関連絡協議会（2回）、同ワーキンググループ（1回）を開催し、高校関係者向けの情報発信について検討を行い、協議会独自のウェブサイト構築の準備等を進めた。また、同協議会において、「平成26年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を実施した。研修終了後の参加者からのアンケートでは、研修の意義・必要性等について、

<p>による質保証向上への取組</p> <p>我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。</p>	<p>への取組</p> <p>① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。</p> <p>② 我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。</p>	<p>への取組</p> <p>① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行う。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。</p> <p>② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、海外の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。また、国際的な連携に基づく教育について、日中韓三国の質保証機関で共同の質保証の取組を進める。</p>	<p>じた交流実績</p> <p>日中韓質保証機関連携の取組状況</p> <p>各種調査の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <p>特になし。</p>	<p>員研修の実施等の取組を実施した。</p> <p>職員研修終了後に行ったアンケート調査においては、以下のとおり、意義、必要性及び内容等について参加者から高い評価を得た。</p> <p>「このような研修は必要だと思いますか」：4.26</p> <p>「このような研修を定期的に行うべきだと思いますか」：4.17</p> <p>「本研修の満足度はどれくらいですか」：3.98</p> <p>※「5：そう思う」から「1：そう思わない」を5段階で調査、運営者を除く参加者の48%が回答</p> <p>また、機関別認証評価制度に関する連絡会を4回開催した。</p> <p>なお、認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、他機関に対し、機構の専門的知見の提供を行った。</p> <p>2. 国際的な質保証ネットワークへの参画及び海外の質保証機関との交流・取組</p> <p>年度当初に国際連携企画室で策定した方針（アクションプラン）に基づき活動した。主な実績は、以下のとおり。</p> <p>《国際ネットワークを通じた交流実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE）メンバーフォーラム・隔年次総会等への参加 ・ASEAN 質保証ネットワーク（AQAN）+3 意見交換 ・マレーシア資格機構（MQA）との合同専門委員会 ・香港学術及職業評審局（HKCAAVQ）との合同ワークショップ（第2回） ・豪州高等教育質・基準機構（TEQSA）との覚書締結、意見交換 ・台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）執行長による講演会及び覚書更新 	<p>な質保証ネットワーク会議等への参加や、海外の質保証機関との国際連携活動を実施した。また、日中韓質保証機関においては、昨年度に実施した「キャンパス・アジア」プログラムの1次モニタリング結果について共有・比較分析を図ったほか、2次モニタリング実施に向けた検討を行った。さらに、日本の質保証情報及び機構の評価事業に関する情報の海外発信を進めた。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>高い評価を得た（5点満点中、満足度の平均は3.98点）。このほか、機関別認証評価機関による機関別認証評価制度に関する連絡会を4回開催し、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整及び情報交換を行った。これらの活動を通して、大学評価の効果的かつ効率的な実施や認証評価の社会的認知度の向上に寄与していることは認められる。</p> <p>海外の質保証機関との交流に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE）メンバーフォーラム・隔年次総会等への参加 ・ASEAN 質保証ネットワーク（AQAN）+3 意見交換 ・マレーシア資格機構（MQA）との合同専門委員会 ・香港学術及職業評審局（HKCAAVQ）との合同ワークショップ（第2回） ・豪州高等教育質・基準機構（TEQSA）との覚書締結、意見交換 ・台湾高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）執行長による講演会及び覚書更新 ・英国高等教育質保証機構（QAA）主催評価者研修へのオブザーブ参加 ・英国高等教育質保証機構（QAA）との意見交換（平成26年6月）、情報交換のためのビデオ会議（第1回） ・中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）設立10周年記念行事参加及び覚書更新 等 <p>海外の機関との連携を積極的に行っていることは評価できる。</p> <p>日中韓質保証機関の連携に関しては、中韓との三者会合の開催（2回）、「キャンパス・アジア」日本側一次モニタリング成果について、モニタリングウェブサイトの開設（英語版、日本語版）、シンポジウムの開催、報告書の作成等の情報発信を行っていることは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p>
--	---	--	---	--	--	--

					<ul style="list-style-type: none"> ・英国高等教育質保証機構（QAA）主催 評価者研修へのオブザーブ参加 ・英国高等教育質保証機構（QAA）との 意見交換（平成26年6月）、情報交換 のためのビデオ会議（第1回） ・中国教育部高等教育教学評価センター （HEEC）設立10周年記念行事参加及 び覚書更新 等 <p>《日中韓質保証機関連携・「キャンパス・ アジア」モニタリング日本側1次モニタ リング成果の発信》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中韓質保証機関連携 <ul style="list-style-type: none"> －中韓との三者会合の開催（2回） ・「キャンパス・アジア」モニタリング 日本側1次モニタリング成果の発信 <ul style="list-style-type: none"> －モニタリングウェブサイトの開設 （英語版、日本語版） －シンポジウムの開催 －「日本における1次モニタリング総 括報告書」（英語版） ・『優良事例集：質保証からみた「キャン パス・アジア』』（日本語版、英語版、 コラム集） <p>《東アジアにおける国際的な共同教育プ ログラムの質を保証するための手法に 関する調査》</p> <p>研究開発部と連携の上、国内外大学に 国際連携・共同を伴う教育プログラムの 事例調査を行ったほか、国内外の会議等 に参加し本調査に有用な情報を収集し た。</p> <p>また、平成27年2月に、聞き取り調 査実施プログラム関係者及び外部有識 者等を招いた「国際的な共同教育プログ ラムの質保証に関する研究会」を開催。</p> <p>《日本の質保証及び機構の評価に関する 海外発信》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が実施した機関別認証評価の評価 		<p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>国際的な質保証ネットワークへの参画や海外 の質保証機関との交流は大変盛んであるが、国 内における認証評価の社会認知度向上にも努力 してほしい。高校関係者向け説明会での反応な ども踏まえて、学生、受験生、保護者、企業な どのステークホルダーの関心と理解を深めるよ う、今後の推進方策を検討することが期待され る。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

				結果について、和文・英文併記かつ検索機能をつけた一覧を作成し、公開 ・海外発信向け刊行物・資料の作成 ・高等教育に関する質保証関係用語集の改訂作業（オンライン・アンケートの実施等）		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-5-(1)-①	大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第3号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業資料）	—	—	5件 （「報告書等」と重複記載）	—	—	—	—	経常費用（千円）	299,232	—	—	—
	事業協働研究会開催（調査研究・事業協働）	—	—	13回	—	—	—	—	経常収益（千円）	299,232	—	—	—
	調査結果とりまとめ（調査研究・事業協働）	—	—	6件 （「調査結果の公表」、「報告書等」と重複記載）	—	—	—	—	うち運営費交付金収益（千円）	294,986	—	—	—
社会への成果の提供	調査結果の公表（認証評価の検証）	—	—	5件 （下記「報告書等」と重複記載）	—	—	—	—	うちその他収入（千円）	4,247	—	—	—
学術論文・学会発表等	学術論文等	—	—	3件	—	—	—	—	従事人員数（人）	18.4(2)	—	—	—
	学会発表等	—	—	9件	—	—	—	—					
	報告書等	—	—	11件	—	—	—	—					

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」及び「II-5-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-5（調査研究）の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 調査研究 我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組み、具体的な目標設定を行って成果と実績を適切に評価する。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 調査研究 機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、社会へ公開して普及に努め、調</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 調査研究 (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究 我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。 イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究 機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用(事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他) ・ 社会への成果の提供(成果の種類ごとの件数・対象者数等) ・ 学術論文・学会発表・報告書等の件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況 	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 26 事業年度業務実績等報告書 P108~111</p> <p><主要な業務実績></p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究</p> <p>《我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究》 分野別評価の在り方の検討にあたって、分野ごとに機構の教員 3~4 名と機構外の調査研究協力者 5~9 名からなる研究会を構成し、研究開発部と評価事業部が協働で検討会を計 10 回(人文学、工学、理学、農学、保健系の 5 学系、各 2 回)開催して、分野に特有の視点を議論し、5 学系の「評価にかかる参考例」を策定し、5 件の報告書としてとりまとめた。この報告書は国立大学教育研究評価委員会により、平成 28 年度に実施する評価における現況分析の評価者研修の参照資料として用いることとされた。また、大学評価システムに関して、学術論文(2 件)、講演(4 件)等の研究発表を行った。</p> <p>《大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究》 分野別質保証に関する取組の現状把握のために、機構教員 4 名と機構外の調査研究協力者 7 名で委員会を構成し、研究開発部と評価事業部が協働で 3 回の検討会を開催した。諸外国の取組の現状把握のためにヒアリング調査(フランス)、講演会(米国)、質問紙調査(英国 QAA)等の調査を実施し、国内での分野別質保証に関する取組の把握のために、日本学術会議の分野別参照基準の策定を担当した関係者への意見照会を実施した。以上の</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>「ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究」においては、分野別の評価の在り方の検討が政策的に求められている中で、国立大学法人評価の現況分析という事業と連結した調査研究課題を設定し、過去の評価結果の検証・分析や高等教育政策等の課題のレビューにより、5 学系の「参考例」を策定した。本調査研究は、研究開発部と評価事業部の協働によって、その実施可能性の検討から始めたが、事業協働研究会の開催は実施企画の成果として位置づけられる。また、その成果は平成 28 年度に実施する国立大学法人評価の現況分析の評価者研修に実際に用いる参照資料として評価事業に反映させることができた。さらに、分野別質保証の在り方に関する調査研究では、広範な現状調査の結果を研究開発部と評価事業部の協働で報告書としてとりまとめて、今後の事業企画に有用な成果を得ている。</p> <p>「イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究」においては、機構の実施する認証評価の結果については、研究開発部と評価事業部が協働で検証を行って 5 編の報告書を公表するとともに、認証評価の見直しに向けた調査研究を行っている。</p> <p>本調査研究の学術的成果は学術論文 3 件、学会発表等 9 件として公表し、関係者の評価を受けている。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討のため、学問分野毎の特性を踏まえた教育・研究水準を適切に評価できるシステムの実現可能性に係る調査研究を行った。具体的には、国立大学法人評価における現況分析を対象に、人文学、工学、理学、農学、保健系の各分野の研究会を開催し、国立大学法人評価における優れた取組等の記載内容例を精査検討した上で、「評価に係る参考例」を策定し、国立大学教育研究評価委員会に提出するとともに、学術論文(2 件)、講演(4 件)、文部科学省及び内閣府の会議で発表等を行った。また、分野別質保証に関しては、学外の研究者を含めた研究会を設置し、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ等各国の状況を文献等で調査するとともに、フランスへのヒアリング調査、アメリカから招聘した講師による講演会、イギリスの QAA へのメールでのアンケート調査を行うなど多様な調査を実施した。</p> <p>平成 25 年に行った認証評価等について、対象校にアンケート調査を実施し、評価の有効性を確認するための検証を行い、報告書としてまとめウェブサイト公表した。また、認証評価のフォローアップ機能や枠組について、日本国内の認証評価機関のデータ及び事例を基に整理・分析を行い、評価システムを見直す際の基礎資料を作成した。また、単位の実質化に関して、単位制度の見直しを行っているアメリカの政策動向及びア krediteーションへの影響について調査を行い、国際会議及び国内の学会で 5 件の口頭発表を行うとともに、論文 1 件を公表した。</p> <p>これらの調査研究は、先導的なものであり、我が国の大学教育の質保証等の発展に寄与するものと認められる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評定を B とする。</p>
--	--	---	--	--	--	--------------------	--

<p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証する。</p>	<p>査研究の実績を適切に評価する。</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究</p> <p>我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究</p> <p>機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効</p>	<p>の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。</p>		<p>調査研究成果を報告書としてとりまとめた。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究</p> <p>《機構の実施する評価の有効性に関する検証》</p> <p>平成 25 年度に機構で実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価、及び法科大学院認証評価等について、研究開発部と評価事業部が協働でアンケート調査を実施し、評価の有効性を確認するための検証を行い、結果を 5 編の報告書としてとりまとめ、ウェブサイトで公表した。また、認証評価のフォローアップ機能や枠組みに関する国内の機関別認証評価機関のデータ及び事例の整理・分析、及び第 2 サイクルの認証評価の中間的検証に向けた単位の実質化の学位課程別分析および内部質保証システムに関する分析を実施した。</p> <p>《認証評価における単位の実質化に係る調査》</p> <p>大学機関別認証評価第 1 サイクルのオーバービューの中で、「単位の実質化」(基準 5、観点 5-1-3) について、学位課程別の分析をもとに評価の検証を行った。また、単位制度の見直しを実施している米国の政策動向及びア krediteーションへの影響について調査し、これらを取りまとめて、学術論文 1 件、学会発表 5 件で公表した。</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>各大学が認証評価結果をどのように活用しているのか更なる検証を行うなど、認証評価結果の活用について、大学及び社会に対して幅広く情報提供するとともに、今後の認証評価の見直しに活用することを期待する。</p> <p><その他事項></p> <p>調査結果の公表および発表などがいかに各高等教育機関の質保証の取り組みにインパクトを与えているかが見えてこない。そうした結果についても社会に提供することが重要である。</p> <p>評価に関する基礎的研究を充実させることは機構の重要な任務である。</p> <p>日本学術会議へのヒアリング等も重要であるが、各大学において認証評価をいかに活用できているかを調査し、第 2 サイクルの認証評価の中間的検証と今後の認証評価の見直しに関する研究成果について、認証評価機関連絡協議会等を中心に積極的に情報共有し、今後の改善を進めてもらいたい。</p>
---	---	--	--	--	--	---

	果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。					
--	-------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅱ-5-(1)-②	学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第3号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業資料）	—	—	1件	—	—	—	—	経常費用(千円)	299,232	—	—	—	—
	学位授与申請資格判定（外国学校修了者）	—	—	3件	—	—	—	—	経常収益(千円)	299,232	—	—	—	—
	事業関連説明会等（資料作成・説明担当）	—	—	11件 （「事業への成果の移転」、「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載）	—	—	—	—	うち運営費交付金収益(千円)	294,986	—	—	—	—
	事業説明会開催（学位審査担当委員）	—	—	3回	—	—	—	—	うちその他収入(千円)	4,247	—	—	—	—
	事業説明会開催（申請者・機関）	—	—	2回 (350名)	—	—	—	—	従事人員数(人)	18.4(2)	—	—	—	—
社会への成果の提供	調査研究の公表・活用（学位関係）	—	—	1件	—	—	—	—						
学術論文・学会発表等	学術論文等	—	—	4件	—	—	—	—						
	学会発表等	—	—	2件	—	—	—	—						

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「Ⅱ-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「Ⅱ-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」及び「Ⅱ-5-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、Ⅱ-5（調査研究）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

			評価	B		
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 調査研究 （１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証する。</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 調査研究 （１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究 学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。</p> <p>イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 調査研究 （１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究 学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。</p> <p>イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用（事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他） ・ 社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等） ・ 学術論文・学会発表等の件数 <p><その他の指標> 調査研究の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況 	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 26 事業年度業務実績等報告書 P112～115</p> <p><主要な業務実績> ②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究</p> <p>《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》 高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政担当の文部科学省関係者、及び研究開発部教員からなる学位システム研究会（第 3 期）を発足させ、会合を 2 回開催し、高等教育レベルの多様な教育・訓練と学位・修了資格の関係について機構の学位授与制度と実践に係る事業説明 2 件を踏まえて議論し、諸外国の状況調査を進めた。その際の議論をもとに、ドイツの関係機関ならびに大学を訪問して情報・資料を得るとともに、関係者と意見交換を行った。また、ドイツとフランスの高等教育研究者に寄稿を求め、学位・単位制度に関する論文 2 編を研究開発部教員と学位システム研究会委員が翻訳して『大学評価・学位研究』に公表した。</p> <p>《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》 外国での学習履歴を持つ学習者からの照会 3 件に対して（オーストラリア 1 件、中国 2 件）調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。また、韓国の全国生涯学習センター大学協議会の李会長らと合同研究会を開催し、両国の単位取得の制度について現状と課題等を討議し、事業関連説明とし</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>「ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究」においては、学位システム研究会における議論をもとに、諸外国の学位制度に係る調査を行い、また、欧州における学位・単位制度について、研究者からの寄稿 2 編を翻訳して我が国の関係者に情報を提供した。また、機構の学位授与事業に関して、外国の学習履歴をもつ者の学士の学位授与申請資格について 3 件の判定を行い、学位審査課と協働でその成果をもとに事業での対応を図った。</p> <p>「イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究」においては、新たな審査方式による学位授与について、調査研究に基づく基本的な考え方の審査担当専門委員への周知に努めるとともに、学位授与に係る制度設計と実務的な運用に関して、研究開発部と学位審査課が協働で平成 27 年度実施に向けた取組を行った。また、学位に付記する専攻分野の名称に関する調査を実施し、これを基礎として分析を進める準備ができたといえる。機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証においては、継続的な追跡調査を実施し、学術論文として公表すべく準備を進めている。さらに、平成 26 年度に緊急に対応すべき課題として実施した課題である「学修成果に求められる倫理的配慮の検討」では、その成果を機構の学位授与事業の説明資料に盛り込んで、社会への情報の提供を行った。</p> <p>アンケート調査の分析結果の社会に向けた公表は準備を整えた段階に留まったが、新たな審査方式の制度設計等、学位審査に係る基礎的な研究成果を学位授与事業へ反映させる活動と成果、及び社会的な要請に応じて学修成果に求められる倫理</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 平成 26 年より、高等教育の研究者及び文部科学省関係者と「学位システム研究会（第 3 期）」を発足させた。研究会での議論を踏まえ、大学における学士の学位と学士課程の導入の現状、学修要件、学士課程教育に関わる諸問題について、ドイツの関係機関等（学長、高等教育・学術センター、各州常設文部大臣会議、大学）を訪問し、意見交換を行った。また、韓国の全国生涯学習センター大学協議会の李会長と合同研究会を開催し、両国の単位取得の制度について現状と課題等を議論した。</p> <p>平成 25 年度の調査研究に基づく新たな審査方式に係る審査について、審査を行う各分野別委員会の主査からなる主査連絡会を開催し、審査の理解を深めるとともに、意見交換を行った。また、平成 25 年度に我が国の大学が授与した学位に付記される専攻分野の名称について、オンライン調査を行い分析することで、学位に関する研究等の基盤となる情報を整理した。今後、修士、博士についても分析を行い、結果を公表することとしている。機構の学位取得者を対象に、学位授与制度への要望、学位取得後の進路、取得した学位の社会的評価等について追跡し、学位授与事業の在り方を検討するために、単位積み上げ型の学位取得者へ「1 年後・5 年後調査」を継続的に実施した。調査のうち、「満足度」について分析を進め、機構内の報告会で結果の一部を報告するとともに、研究論文として取りまとめを進めている。</p> <p>これらの調査研究は、先導的なものであり、我が国の学位の質保証等の発展に寄与するものと認められる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評定を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p>

	<p>討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>て1件の発表を行った。</p> <p>イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究 《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》 新たな審査方式（平成27年度特例適用専攻科修了見込み者から適用）の事業実施に向けた検討を行い、研究開発部と学位審査課で協働して円滑な事業実施の方策を検討した。その中で専門委員協議会1回、及び主査連絡会を2回開催した。また、認定専攻科に対する特例適用の認定に関して、平成26年度に実施した審査の結果を踏まえて、申出書類（「学修総まとめ科目」の総表と個表）の様式の改定等、研究開発部と学位審査課が協働で検討した上で、「平成27年度の特例適用認定の申出に係る説明会」及び「特例の適用による学位授与の申請に係る説明会」を教職協働で開催し、延べ130機関、350名に説明・周知した。</p> <p>学位審査会専門委員会の退任委員へのアンケートを実施し、103人の退任委員から得た回答の整理を行い、結果の一部を機構内の調査研究実施状況報告会で報告した。</p> <p>《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》 平成25年度に我が国の大学において授与される学位に付記する専攻分野の名称に関しオンライン調査を行い、国立大学84校、公立大学73校、私立大学529校より回答を得た。研究開発部で調査結果を分析して、学位に付記する専攻分野の名称は、学士694種、修士687種、博士443種であるとの結果を得た。最も多くの大学が授与している学士の学位は「学士（看護学）」で208大学が授与していること、学士694種類のうち約64%に</p>	<p>的配慮の検討結果を学位授与事業に反映させた成果等、平成26年度の計画を達成しているといえる。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p>＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>＜その他事項＞ 多種多様な授業科目を履修できる現在、学位プログラムの構築を図るうえで、「学位の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能」について研究することは重要である。また、学位の共通性や通用性を確保するうえでも、学位に付記する専攻分野名称の実態を調査することは不可欠である。諸外国の研究にとどまらず、国内の学位プログラムに関する実証的な調査研究がさらに発展していくことを期待する。</p>
--	----------------------------------	----------------------------------	---	--	--

				<p>あたる 443 種類の付記名称が単一の大学から授与されていることなど、学位に関する研究や政策議論の基盤となる情報を得た。今後、修士・博士に関しても同様の分析を継続し、成果の公表を予定している。</p> <p>《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》</p> <p>単位積み上げ型の学位取得者への継続的な「1年後・5年後調査」を実施し、調査項目中の「満足度」の項目に着目した分析を進め、平成 26 年 9 月と平成 27 年 2 月の機構内の調査研究実施状況報告会において結果の一部を報告した。また、平成 26 年度「学位審査会専門委員協議会」(平成 26 年 4 月 24 日午後)において、主に新任の専門委員 25 名を対象に学位授与制度の理念・意義、審査手順・方法の説明を行い、学位授与事業の円滑な運営の支援に努めた。</p> <p>《学修成果に求められる倫理的配慮の検討》</p> <p>学士の学位授与申請者が学修成果（レポート）を作成するにあたって、人や動物を対象とする際の倫理的配慮、及び盗用・ねつ造・改ざんの禁止等について留意すべき事項をまとめ、各専門委員会・部会に意見照会を行い、成案を事業説明資料「平成 27 年度版 新しい学士への途」に「『学修成果』作成の際に留意すべき倫理的配慮」として掲載して社会に提供することとし、調査研究の成果を事業に反映させた。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-5-(1)-③	高等教育の質保証の確立に資する調査研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第3号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（ソフトウェアツール）	-	-	1件	-	-	-	-	経常費用（千円）	299,232	-	-	-	-
	事業への成果の移転（研修教材）	-	-	6件 （「事業関連説明会等」と重複記載）	-	-	-	-	経常収益（千円）	299,232	-	-	-	-
	事業協働研究会開催（調査研究・事業協働）	-	-	7回	-	-	-	-	うち運営費交付金収益（千円）	294,986	-	-	-	-
	事業協働国際ワークショップ開催	-	-	1回	-	-	-	-	うちその他収入（千円）	4,247	-	-	-	-
	事業関連説明会等（資料作成・説明担当）	-	-	13件	-	-	-	-	従事人員数（人）	18.4(2)	-	-	-	-
社会への成果の提供	研修会開催（調査研究・事業協働）	-	-	1回 （127名参加）	-	-	-	-						
	ワークショップ開催	-	-	1回 （27名参加）	-	-	-	-						
学術論文・学会発表等	学術論文等	-	-	2件	-	-	-	-						
	学会発表等	-	-	7件	-	-	-	-						
	報告書等	-	-	2件	-	-	-	-						
研究成果の検証	成果検証研究会	-	-	1回	-	-	-	-						

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」及び「II-5-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-5（調査研究）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数()書きで表記)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 調査研究</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p>③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究</p> <p>高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行う。</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 調査研究</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p>③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究</p> <p>ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究</p> <p>質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。</p> <p>イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究</p> <p>我が国の大学等における教育研究</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 調査研究</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p>③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究</p> <p>ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究</p> <p>質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。</p> <p>イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究</p> <p>我が国の大学等における教育研究</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用(事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他) ・ 社会への成果の提供(成果の種類ごとの件数・対象者数等) ・ 学術論文・学会発表等の件数 <p><その他の指標></p> <p>調査研究の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況 	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成26事業年度業務実績等報告書 P116~125</p> <p><主要な業務実績></p> <p>③ 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究</p> <p>ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究</p> <p>《大学ポートレート及び大学情報のデータベースの活用のための技術開発》</p> <p>大学ポートレートの開発・活用に資する調査研究として、学校基本情報からの大学組織データの生成のためのデータ入力ツールを開発して事業における利用に供した。また、分析指標・公表方法の検討、及びBIツールの検討を行い、これらを大学ポートレート事業における大学ポートレートの説明・デモ実施の際に利用した。さらに、今後の分析・公表システム開発の検討として、海外事例(U-Map, U-multirank等)の調査を行い、分析・公表の試作システム(ユーザーインターフェース、評価指標例)を開発するとともに、様々なウェブサービスの調査とWeb APIシステムの試作、データ活用と人材育成についての検討、大学ポートレート開発のためサンプルWebサイトなどプロトタイプ開発等を行った。</p> <p>また、大学情報データを用いた分析・可視化方法の基礎的研究としてアンケート等のデータ追加・変動に対処する新たな多変量解析の感度解析の研究、及び文書(テキスト)情報処理に関して学位授与事業における科目分類支援システムの</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: B</p> <p>「ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」においては、大学ポートレートの運用開始に向けて、システムの開発・活用・運用支援に資する研究開発を行い、実用的なツールを開発して事業に活用するとともに、大学ポートレートセンターと協働で説明資料の作成やデモを実施し、教職協働による成果をあげたといえる。また、今後の大学ポートレートシステムの改良及び大学情報に関するデータベースの開発・活用および運用支援に資する研究としてデータ変動と可視化・Web API・文書情報(テキスト)分析等の研究開発を行い、その成果を国内外の関連学会で4件公表している。</p> <p>「イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」においては、高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発の課題で、教職協働で開催した7回の研究会を通じて、内部質保証に係る参照文書の改訂に向けた検討を行って、質保証連携事業の企画に有用な成果を得ている。また、質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供にあたっては、教職協働で開発した教材を用いて大学の評価担当理事相当の対象者に向けて質保証人材の研修プログラムの試行を行い、調査研究の成果を機構の事業に活かすとともに社会にもその成果を提供した。さらに、個別教材の開発のためのワークショップを開催するなど、対象者との交流を含めて、教材開発のための実践的な調査研究を進め、研修プログラムの改訂を行</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>大学ポートレートの開発・活用及び運用支援のための調査研究等を行い、質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等に関する研究を行った。海外事例(U-Map等)の調査を行い、分析・公表の試作システム(ユーザーインターフェース、評価指標例)を開発した。これらの成果については、国際会議や国内の学会などで発表した。</p> <p>これらの調査研究は、評価における情報の活用・分析等に関する先導的なものであり評価できる。</p> <p>機構が開発した内部質保証参照文書を大学評価やIRに従事する者の視点で分析するため、規模の異なる国立大学の評価担当者(7人)から構成される研究会を設置した。その結果、参照文書で示されている各要素と大学の現場との間に乖離があったことから、その乖離の原因や乖離を埋めるための方針等の検討、あるいは参照文書の修正など更なる分析が必要であることがわかった。また、国立大学協会及び筑波大学大学研究センターの後援を得て、国立大学の執行役員等を対象にした内部質保証研修を実施した。研修には70大学127名が参加した。</p> <p>自己評価力向上(Evaluability Assessment)手法開発の一環として、指標デザインと妥当性の検証方法の開発を目的とした研究会を設置するとともに、ワークショップ「自己評価力向上(Evaluability Assessment)ワークショップ~指標の選び方&信頼性・妥当性のチェック~」を開催し、25名の定員のところ27名の参加を得た。参加者の満足度は高く、98%が高い満足度を示した。</p>	

	<p>の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。</p>	<p>の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究</p> <p>質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。</p>		<p>検討を行い、これらの研究開発の成果を学術論文1件、学会発表3件によって公表した。</p> <p>イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究</p> <p>《高等教育の質保証システムの在り方の検討と手法の開発》</p> <p>機構で平成25年度までに開発した内部質保証参照文書を大学現場で読み解くための説明資料を作成することを目的に、教職協働の研究会を7回開催して、3つの国立大学関係者からの発表に基づいて検討を行い、参照文書のガイドラインと大学運営の実情の間に存在する乖離等を取りまとめて、参照文書を補足するための資料を作成した。</p> <p>《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》</p> <p>教職協働で質保証人材育成プログラムを開発し、平成26年5月に機構内向けに研修プログラムの一部を試行実施した。その上で、平成26年11月に筑波大学大学研究センター及び国立大学協会の後援を得て、国立大学の評価担当理事相当の担当者を対象にした質保証研修を開催した。研修にあたっては研究開発部と評価事業部が協働で6件（5時間分）の研修教材を作成し、教員と職員が講師となって講義を担当した。参加者127名は、副学長から評価担当者、職員、教員など多様であった。</p> <p>また、自己評価力向上に関するワークショップを平成27年1月に開催した。研修後のアンケート調査では、27名参加者中27名の回答により、96%の高い満足度を得た。</p> <p>ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単</p>	<p>っている。</p> <p>「ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討にあたって、教職協働で国際ワークショップ（1件）を開催し、機構の事業の報告・討議を行って、その成果を機構の事業の展開に位置づけることができたといえる。</p> <p>また、文部科学省の補助事業として実施した重点的課題《東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》及び《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》では、文部科学省と協議の上で研究開発部と評価事業部国際課で協働して調査研究を行い、進捗を随時、文部科学省に報告するとともに、その学術的成果を国際会議において報告（1件）したほか、ウェブマガジンに寄稿（1件）して社会に公開した。</p> <p>また、平成26年度途中で、外国機関からの要請に応じて実施した《韓国及び東アジア圏内の学位と単位の相互認証に関する調査研究》では、機構の発行する報告書（1編）を公表したほか、招待講演（1件）で調査研究の成果を発表するとともに、国際会議準備会（1件）にも参画した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>これらの取組を通じて大学等における自律的な質保証活動の推進に寄与していると認められる。</p> <p>国際的な共同学位プログラムの質保証については、タイ及びフィリピンにおける質保証政策及び実態と課題について最新の情報を分析しその結果を機構内の研究報告会で報告した。東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質を保証するための手法の開発に向け、ベトナム国家大学、工科大学、人文社会科学大学、マレーシアのプトラ大学、マラヤ大学等に聞き取り調査をするなど、大学の国際的な共同教育プログラムの質保証の手法の開発に向けた調査研究を実施した。この調査を踏まえ、東アジア地域における共同教育プログラムを展開する際に活用できる実践的な質保証ツールとして「チェックリスト（案）」を開発し、国内の大学関係者とともに「チェックリスト（案）」の妥当性、有効性等を検証する研究会を開催した。国内外の大学等への情報提供の在り方については、国内全大学及び海外関係機関へ調査を行った。国内の大学の回答内容については、ウェブサイトに公表するとともに、調査対象大学に郵送で送付した。また、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループで概要を発表するとともに、日本学生支援機構のウェブマガジンに論考を寄稿した。また、ヨーロッパの国内情報センターネットワーク（ENIC and NARIC Networks）に加入している機関を対象に、日本の学位・教育資格を認証する上での問題点や教育制度を理解する際に必要とされる情報等についてオンライン調査を行い24機関から回答を得た。調査の結果については、文部科学省に対しても中間報告を行った。</p> <p>国際的な質保証に関する研究については、機構の幅広い国際的なネットワークを活用し多様な調査研究が行われており、我が国の質保証の国際化に貢献していると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p>
--	--	--	--	---	---	---

				<p>位の国際通用性に関する研究</p> <p>《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》 タイとフィリピン共和国における質保証の政策及び実態と課題について最新の情報を分析した。また、香港学術及職業資歴評審局 (HKCAAVQ) と合同ワークショップを開催し、研究開発部と評価事業部が協働で参加して、我が国の高等教育機関の第三者評価の展開と実務について報告した。</p> <p>《東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》 ベトナム、タイ、マレーシアにおける訪問調査を行い、共同教育課程の運用状況、実績、課題や展望等について情報を収集した。これらの調査と併行して、シンポジウム等に参加して情報収集及び関係機関とのネットワーク形成を図るとともに、ASEAN+3 の枠組みにおける学生移動に関するワーキンググループ等の活動への協力を通じて政府レベルでの情報を収集した。これらの調査をもとに、我が国の大学が東アジア地域における共同教育プログラムを展開する際に活用できる実践的な質保証ツールとしてチェックリスト（案）を開発し、平成 27 年 2 月に成果検証のための研究会を開催してその検証を行った。また、これらの調査研究の成果を、米国・シカゴで開催された INQAAHE 2015 隔年次総会において発表した。</p> <p>《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》 研究開発部と評価事業部が協働で国内大学の学部と研究科のそれぞれにおいて関係業務の担当教職員に対してアンケート調査を行い、「I 外国での学習履歴の</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 多様な調査研究が実施されている中、特に内部質保証参照文書に基づき、大学の現場の意見を反映するような実践的研究が行われている点が評価できる。今後こうした取組をさらに発展させてもらいたい。</p>
--	--	--	--	--	--	--

				<p>審査－入学（出願）資格審査－」及び「Ⅱ海外で修得した単位の認定」について、Ⅰ（学部 484、研究科 468）、Ⅱ（学部 469、研究科 425）の回答を得た。回答結果の概要をウェブサイトに掲載して関係者に公表した。さらに、回答結果の分析を進め、中央教育審議会大学分科会大学グローバル化に関するワーキング・グループ（第9回）でも報告した。また、外国での学習履歴を有する出願者の資格審査の実態と課題等について、聞き取り調査を行った。あわせて、国内外で取得された学位・資格等の認証にかかわるナショナル・インフォメーション・センターが組織されている欧州各国で、ネットワークに加入している機関を対象にオンライン調査を平成 26 年 10 月～11 月に実施し、24 機関より回答を得た。</p> <p>これらの調査の分析結果を取りまとめで、文部科学省に報告するとともに、日本学生支援機構のウェブマガジンに寄稿公表した。</p> <p>《韓国及び東アジア圏内の学位と単位の相互認証に関する調査研究》</p> <p>韓国におけるナショナル・インフォメーション・センター(NIC)の設立に向けた動向を調査し、研究講演会を開催して機構内外の参加者の質疑及び意見交換により日韓の NIC にかかわる問題と検討状況の理解の増進に努めた。また、この講演会の内容をもとに、平成 27 年 3 月に報告書を刊行し、関係機関・高等教育研究者に提供した。また、高麗大学高等教育政策研究所（韓国）第 37 回研究コロキウムにおいて、我が国を含む東アジア圏内の学位と単位の相互認証に関する招待講演と参加者との討論を行い、特に日中韓の学生の移動の実態と、高等教育機関における資格認証の実態について、韓国の研究者等と知見の共有を図った。また、タ</p>	
--	--	--	--	---	--

				イ政府教育省高等教育局からの要請に応じ、同省が2015年5月に開催予定の国際会議の準備検討プロセスに参画した。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-5-(2)	調査研究の成果の活用及び評価				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項第3号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133
当該項目の重要度、優先度、難易度					

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業資料等）	—	—	13件	—	—	—	—	経常費用（千円）	299,232	—	—	—	—
	事業関連説明会等（資料作成・説明担当）	—	—	24件	—	—	—	—	経常収益（千円）	299,232	—	—	—	—
	事業協働研究会開催（調査研究・事業協働）	—	—	20回	—	—	—	—	うち運営費交付金収益（千円）	294,986	—	—	—	—
	その他	—	—	9件 6回	—	—	—	—	うちその他収入（千円）	4,247	—	—	—	—
社会への成果の提供	調査結果等の公表	—	—	6件	—	—	—	—	従事人員数（人）	18.4(2)	—	—	—	—
	ワークショップ等開催	—	—	2回	—	—	—	—						
学術論文・学会発表等	学術論文等	—	—	9件	—	—	—	—						
	学会発表等	—	—	18件	—	—	—	—						
	報告書等	—	—	13件	—	—	—	—						
成果の検証	シンポジウム	—	—	2回	—	—	—	—						
	成果検証研究会	—	—	1回	—	—	—	—						

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」及び「II-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」と切り分ける

ことは不可能なため、II-5（調査研究）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

			評価	B		
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 調査研究 （２）調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供 我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価 調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することによ</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 調査研究 （２）調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめ、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供 質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的 に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 調査研究 （２）調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめ、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供 質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的 に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用（事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他） ・ 社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等） ・ 学術論文・学会発表等の件数、成果検証研究会の開催回数等 <p><その他の指標> 調査研究の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況 <p>・ 研究成果の公表について、一層の充実を図ったか。【平成25年度評価】</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P126～131</p> <p><主要な業務実績></p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用 研究開発部が中心となり事業担当部課と連携して実施し、その成果を直接、各事業に反映させ、成果を事業の改善に活用した。調査研究にあたっては、事業担当部課と協働で課題等の把握から調査企画の検討を行っており、そのアウトプットとしての成果の移転だけでなく、調査研究実施のプロセス段階においても調査研究の成果が事業に移転されているといえる。</p> <p>《大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究》 《機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究》 《学位の要件となる学習の体系性に関する研究》 《機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究》 《高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究》 《大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究》 《高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究》</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供 以下の調査研究課題において、調査研究の成果を社会及び高等教育関係者への参照情報として提供した。</p> <p>《大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究》 《機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究》 《高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究》 《大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究》</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>「① 機構の事業への調査研究の成果の活用」においては、大学評価及び学位授与の各事業、及び質保証連携に関して、研究開発部が中心となって実施する調査研究を事業担当部課との協働で行うことによって、その成果を事業に反映させた事例が多く見られるとともに、事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて事業の改善に活用した実績も得られ、機構の事業への調査研究の成果の活用が図られたといえる。</p> <p>「② 社会への調査研究の成果の提供」においては、平成26年度の調査研究の各課題の中で社会への情報提供が適切に行われるとともに、機構が主催するフォーラムやシンポジウムを通じて、調査研究の成果の普及が図られたといえる。さらに、研究成果刊行物編集委員会による学術誌の編集・刊行が適切に行われるとともに、学術情報リポジトリを利用した成果の公表が行われたことから、平成26年度の計画は達成されたといえる。</p> <p>「③ 調査研究の成果と実績の評価」においては、調査研究の成果に基づく学術論文等9件、学会発表等18件（うち国際会議7件）等の実績により、学術的な成果の公表が適切になされ、関係学術団体等の査読や討議等の評価を受けて研究水準の確認ができていたといえる。また、報告書等13件によって、事業に関連する調査研究の成果を適切に高等教育関係者に周知したといえる。また、社会と高等教育関係者に向けて開催した2件のシンポジウム等で調査研究の成果を普及させるとともに、成果の質を議論するとともに、調査研究に合わせて開催した22回の研究会と成果を検証するための成果検証研究会を1回開</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 研究開発部が中心となり、以下の調査研究を実施し、その成果を事業の改善に活用したことは評価できる。 「大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究」「機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究」「高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」「高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」等 以下の調査研究について社会及び高等教育関係者へ情報提供を行うことにより、成果の普及を図っていることは評価できる。 「大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究」「機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究」「大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」「高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」等 以上を踏まえ、当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 「調査研究事業」は、機構が行う①学位授与②認証評価という事業の質を向上させるための最重要のツールと考えられるところ、各調査研究プロジェクトについて、それが「事業化に直結するものと位置づけているもの」か、「基礎研究として位置づけられているもの」か等の位置づけをきちんと行い、それぞれ具体的事業あるいは基礎研究としてどのように結実したかをまず評価することが必要だと考える。「調査研究」は、どこでも行えるものではなく、言わば社会全体の共通無形資産（インフラ）とも言えるべきものなので、どういう調査研究を何を狙いとして行うべきか、その結果をどのように社会</p>

<p>り、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。</p>	<p>成果の普及を図る。 ③ 調査研究の成果と実績の評価 基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。</p>	<p>成果の普及を図る。 ③ 調査研究の成果と実績の評価 基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、今年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。</p>		<p>《高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究》</p> <p>また、以下の会合等で調査研究の成果について情報提供を行った。 《大学質保証フォーラム》 平成26年8月に「平成26年度大学質保証フォーラムー大学の多元的進めるべーランキング指標を問うー」(シンポジウム)を開催し、機構が開催するフォーラムでは過去最多となる450人の参加者があった。 《NIAD-UE シンポジウム》 平成26年11月に「NIAD-UE シンポジウム 国際共同教育プログラムの質保証:日中韓の連携による教育の質モニタリングを通して見えてきたことは」を開催した(参加者194人)。</p> <p>さらに、以下のような学術誌等に関わる社会への学術的な情報提供の活動を行った。 《学術誌の編集・刊行》 機構の研究成果刊行物編集委員会のもとで、学術誌「大学評価・学位研究」第16号(平成26年11月)を刊行した。本号には、論文3件、研究ノート・資料2件を収録した。本誌を関係高等教育機関等へ送付するとともに、機構ウェブサイト「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」にも掲載し、公表・提供した。 《学術情報リポジトリによる成果の公表》 調査研究の成果である調査研究報告書等の公表手順について新たに整理を行い、紙媒体作成、ウェブサイト掲載に加え、「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」においても既刊の報告書15件を公表した。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p>	<p>催して、機構外の研究者の参画を得て、特定の課題に関する議論を深めつつ、研究の質を確認した。</p> <p>以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、評定をBとした。</p> <p>＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>のために生かして行けるのか、そのためにはどのように「公表」して行くべきか等について丁寧に検討していただきたい。</p> <p>研究開発部だけでなく、事業担当部課が協働して課題等の把握から調査企画の検討を行っており、事業においても調査研究の成果を有効に活用できる体制が整っていて評価できる。フォーラムやシンポジウムの参加者の参加理由や関心事なども分析し、今後ますます社会の動向に照らして、調査研究の成果を還元してもらいたい。</p>
---	---	---	--	--	--	--

				<p>学術論文等 9 編、学会発表等 20 件（うち国際会議 7 件）、報告書 2 編の成果の公表、及び 2 件のシンポジウム等、並びに研究会開催 22 回を通じて、調査研究の実績を評価して研究の質を確保した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
給与・報酬等支給総額（千円）	—	772,027	863,036	—	—	—	—	—
給与水準の対国家公務員指数（年齢勘案）	—	97.2	96.0	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の削減を図る。</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>収入・支出の状況 収支計画の状況 資金計画の状況 給与・報酬等支給総額 給与水準の対国家公務員指数</p> <p><その他の指標></p> <p>予算と決算の差額の理由 給与水準の適正化への取組状況</p> <p><評価の視点></p> <p>特になし。</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成26事業年度業務実績等報告書 P133~148</p> <p><主要な業務実績></p> <p>※収入、支出、収支計画及び資金計画の状況は下欄のとおり。</p> <p>1. 予算の適正かつ効率的な執行 《セグメント区分の設定》 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を毎年開示している。平成26年4月には、第3期中期目標・中期計画の内容に沿うよう、セグメント情報規則を一部改正した。 また、文部科学大臣に財務諸表等を提出するとともに、ウェブサイト（10月掲載）や官報掲載（11月掲載）により、内容を公表した。</p> <p>《適正な資金管理》 資金運用実施計画に基づき、定期預金による資金運用を行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。また、年度中に定期預金による資金運用を2回払い、6,226円の利息収入を得た。 内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。 固定的経費の削減の取組により、合計△5,807千円の削減を実現した。 常勤役職員に係る人件費については、政府の方針を踏まえ、業務の特殊性及び業務量に応じた適正な職員配置を行いつつ、その効率化に努めている。また、役職員の報酬・給与等についても、その検証結果や取組状況を公表している。</p> <p>以上の事から、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより適切な予算配分等を行うなど、予算、収支計画、資金計画について問題となる点はなかった。 また、既存の経費の見直しによって、固定的経費を削減していると認められる。 人件費については、政府の方針を踏まえ適正な職員配置を行い、その効率化に努めていると認められる。 職員給与水準については、国家公務員に準じた規則の改正を行うとともに、役職員の報酬、給与についてもその検証結果や取組状況を公表している。</p> <p>以上を踏まえ、当該評価をBとする。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>固定的経費の削減について引き続き努力していることは評価できる。</p>	

<p>また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p>	<p>水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p>	<p>水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p>		<p>《監査の実施》</p> <p>内部監査、監事監査、契約監視委員会により、予算執行、会計処理、契約等の適正性を確認した。また、平成 25 年度に引き続き、監査法人との監査契約を締結し、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。</p> <p>2. 固定的経費の削減</p> <p>業務の質の向上を図りつつ、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下のような取組等を通じて、効率的な運営を行うことにより、固定的経費の削減を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機リース料について、契約台数や単価の見直しを図ったことで、契約金額を削減した。(△3,521 千円) ・基幹システム運用保守サポート業務について、仕様書の記載内容の見直しを行い、複数社による一般競争入札により、契約金額の削減に努めた。(△1,498 千円) ・広報関係経費について、既存の広報の見直しと新たな広報ツールの活用を検討することにより、機関別認証評価結果公表にかかる新聞広告等の経費を削減した。(△788 千円) <p>3. 人件費の効率化</p> <p>常勤役職員に係る人件費については、政府の方針を踏まえ、業務の特殊性及び業務量に応じた適正な職員配置を行いつつ、その効率化に努めている。また、役職員の報酬・給与等についても、その検証結果や取組状況を公表している。</p> <p>なお、平成 26 年度は、平成 26 年 8 月の人事院勧告に基づく「国家公務員の一般職の給与に関する法律及び関連人事院規則」の一部改正に準拠して、役職員の給与規則等の一部改正を行ったところである。</p>	<p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
---	--	--	--	---	-------------------------	--

収入			
○平成 26 年度収入状況 (単位：千円)			
収入	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	1,250,145	1,250,145	0
補助金等収入	0	28,592	28,592
受託事業等収入	0	54,860	54,860
大学等認証 評価手数料	386,940	380,400	△6,540
学位授与審査 手数料	133,016	124,433	△8,583
その他	7,523	11,458	3,935
寄附金等収入	0	2,210	2,210
計	1,777,624	1,852,098	74,474

支出			
○平成 26 年度支出状況 (単位：千円)			
支出	予算額	決算額	差引 増減額
業務等経費	1,035,642	899,274	△136,368
うち人件費（退職手当を 除く）	689,456	585,538	△103,918
うち物件費	340,618	297,954	△42,664
うち退職手当	5,568	15,782	10,214
国際化拠点整備事業費	0	28,592	28,592
受託事業等	0	54,860	54,860
大学等評価経費	386,940	296,851	△90,089
学位授与審査経費	133,016	124,433	△8,583
一般管理費	222,026	310,859	88,833
うち人件費（退職手当を 除く）	131,619	224,783	93,164
うち物件費	90,407	86,076	△4,331
うち退職手当	0	0	0
計	1,777,624	1,714,869	△62,755

収支計画			
○平成 26 年度収支計画 (単位：千円)			
区分	予算額	決算額	差引 増減額
費用の部	1,851,827	1,837,022	△25,079
経常費用	1,851,827	1,826,748	△25,079
業務等経費	1,005,955	859,928	△146,027
国際拠点整備事業費	0	28,592	28,592
受託事業等経費	0	54,860	54,860
大学等評価経費	386,940	294,345	△92,595
学位授与審査経費	133,016	124,433	△8,583
一般管理費	213,723	344,010	130,287
減価償却費	112,193	120,580	8,387
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	10,274	10,274
固定資産除却損	0	10,274	10,274
収益の部	1,851,827	1,920,570	68,743
経常収益	1,851,827	1,910,296	58,469
運営費交付金収益	1,212,155	1,199,670	△12,485
補助金等収益	0	28,592	28,592
受託事業等収益	0	54,860	54,860
大学等認証評価手数料	386,940	380,400	△6,540
学位授与審査手数料	133,016	124,433	△8,583
資産見返物品受贈額戻入	5,045	5,045	0
資産見返運営費交付金戻入	107,148	103,235	△3,913
雑収入	7,523	14,061	6,538
臨時利益	0	10,274	10,274
資産見返物品受贈額戻入	0	6,658	6,658
資産見返運営費交付金戻入	0	3,616	3,616
純利益	0	83,549	83,549
総利益	0	83,549	83,549

資金計画			
○平成 26 年度資金計画 (単位：千円)			
区分	予算額	決算額	差引 増減額
資金支出	1,777,624	2,420,405	642,781
業務活動による支出	1,739,634	1,830,422	90,788
投資活動による支出	37,990	250,158	212,168
財務活動による支出	0	12,300	12,300
次年度への繰越金	0	327,525	327,525
資金収入	1,777,624	2,420,405	642,781
業務活動による収入	1,777,624	1,867,947	90,323
運営費交付金による収入	1,250,145	1,250,145	0
その他の収入	527,479	617,802	90,323
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度からの繰越金	0	552,458	552,458

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー 事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
短期借入金（千円）	—	0	0	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。	IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 4億円 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。	IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 4億円 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。	<主な定量的指標> 短期借入金 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 特になし。	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P133~148 <主要な業務実績> 短期借入金が必要とする事態は生じなかった。	<評価と根拠> 評価：— 短期借入金が必要とする事態は生じなかった。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評価	—
						<評価に至った理由> 短期借入金が必要とする事態は生じなかったため、評価は付さない。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の 重要度、難易度			関連する政策評価・ 行政事業レビュー 事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間 最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
小平第二住宅年間平均入居率	—	89.3%	90.1%	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
IV 財務内容の改善に関する事項 3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	V 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	V 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	<主な定量的指標> 小平第二住宅年間平均入居率 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定） 小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P133~148 <主要な業務実績> 平成26年4月~平成27年3月の小平第二住宅の入居率は90.1%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。	<評価と根拠> 評価：B 平成26年4月~平成27年3月の小平第二住宅の入居率は90.1%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。 以上の事から、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評価	B <評価に至った理由> 小平第2住宅については、平成26年度の入居率は90.1%であり、十分に有効活用されている。 以上を踏まえ、当該評価をBとする。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー 事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)	
特になし	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
IV 財務内容の改善に関する事項	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学評価・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学評価・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 利益剰余金の要因 目的積立金の使途 <評価の視点> 特になし。	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P133~148 <主要な業務実績> 平成25年度決算においては、第2期中期目標・中期計画の最終年度だったことから、剰余金は積立金整理を行い、文部科学大臣の承認に基づき、国庫納付を行った。	<評価と根拠> 評価：B 平成25年度決算においては、第2期中期目標・中期計画の最終年度だったことから、剰余金は積立金整理を行い、文部科学大臣の承認に基づき、国庫納付を行った。以上の事から、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評価 B <評価に至った理由> 剰余金は積立金整理を行い、文部科学大臣の承認に基づき、国庫納付を行っており、適切に運用していることが認められる。 以上を踏まえ、当該評価をBとする。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）4-1 行政事業レビューシート番号133

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
常勤職員数		—	131人	133人	—	—	—	—	期末の人数
人事交流機関数		—	42機関	40機関	—	—	—	—	—
人事交流者数		—	52人	52人	—	—	—	—	—
研修参加者数 (延べ人数)	実践的研修	—	245人	229人	—	—	—	—	英語研修を含む
	専門的研修	—	49人	55人	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
V その他業務運営に関する重要事項 1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能	<主な定量的指標> 常勤職員数 人事交流機関数、人事交流者数 研修参加者数 <その他の指標> 組織体制の構築状況 実践的研修の実施状況 専門的研修事業の活用状況 <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 平成26事業年度業務実績等報告書 P151~153 <主要な業務実績> 1. 柔軟な組織体制の構築 大学情報の収集・管理・公表・活用及び人材育成に関する業務を行うため、大学ポータルセンターを設置した。研究開発部から大学ポータルセンター長及び教授1人を任命し、評価事業部から事務室長1人と事務員5人の計8人を兼務により配置した。(発令日平成26年7月1日付) 2. 人事交流による幅広い人材の確保 他機関との人事交流は、課長以上を除くすべての役職段階の職について40機関(52人)と実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保した。 また、業務の継続性等を勘案し、国立大	<評価と根拠> 評価：B 業務量の変更に応じ、新たに大学ポータルセンターを設置した。 また、人事交流により幅広い人事の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。 さらに、研修の実施により事務系職員の能力向上を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評価 B <評価に至った理由> 業務の増減等を踏まえて適切な人員配置を行うとともに、新たに大学ポータルセンターを設置するなど業務の必要性に応じた柔軟な組織体制とした。また、国立大学法人等との人事交流により、幅広い人事の確保を図り、さらに機構における実務的研修を実施するとともに外部機関が実施している専門的研修により、事務系職員の能力向上を図っている。 以上を踏まえ、当該評価をBとする。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 教職員の能力向上の為に積極的に研修を実施しているのは評価できる。	

	<p>力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数(期限付職員を除く。)については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の 人件費総額 中期目標期間中の 人件費総額見込み 3,999百万円 ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。</p>	<p>力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数(期限付職員を除く。)については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。</p>		<p>学法人等職員採用試験合格者から5人を新規採用することとした。(平成26年10月採用1人、平成27年2月採用2人、平成27年4月採用予定2人)</p> <p>3. 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用 以下のとおり実施した。(カッコ内は受講者数)</p> <p>①実践的研修等(機構実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン研修(延べ12人) ・メンタルヘルス研修(22人)、 ・ハラスメント研修(45人) ・評価事業研修(67人) ・学位授与事業研修(44人) <p>②専門的研修等(外部機関実施) 放送大学の活用、情報システム、会計、人事及び知的財産等に関する研修等(25件、延べ55人)</p> <p>③文部科学省関係機関職員行政実務研修(1人)</p> <p>④英語研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレイスメント試験(28人) ・講師派遣型(中級クラス)(5人) ・講師派遣型(上級クラス)(5人) ・通信教育コース(1人) <p>4. 職員数の適正化</p> <p>平成26年度初期の常勤職員数 133人 平成26年度期末の常勤職員数 132人</p>		<p>民間企業では、通常、英語が必要な業務については、基本的にバイリンガルな人材(あるいは外国人)を雇用(あるいは業務委託)することによって対応しており、改めて英語研修をすることは想定していない。成人に語学研修をしても大きな効果は見込めないからである。これは一例であるが、お金をかけて研修すべきか、必要な能力を備えた職員を雇用した方が早いのかについては慎重に検討した上で、常勤職員の雇用計画を立てていただきたい。</p> <p>また、業務の継続性の観点から、常勤職員を増やすべきか否かについても、民間企業では「ノウハウを組織内に蓄積する必要があるもの以外はアウトソーシング」が一つの流れとなっていること、一度雇用するとよほどの理由がないと解雇できない労働法上の制約があることを鑑み、単に業務の継続性のみならず、当該ノウハウを組織内に蓄積する必要があるか否か、業務委託契約等で対応できないか否か等を、慎重に検討していただきたい。</p>
--	---	---	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>